まちの実現っながりで

第6期 福岡市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

(令和3年度~令和8年度)



社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

はじめに

福岡市社会福祉協議会では、今般、令和3年度~8年度の6か年を期間とする第6期地域福祉活動計画(以下「第6期計画」という。)を策定し、地域福祉の事業や活動をいかに計画的に進めていくのか整理しました。

第6期計画では、高齢者の比率が急速に高まり、団塊の世代がすべて 75歳以上の後期高齢者になる 2025年、そして、勤労世代が大きく減少するなか、団塊ジュニアがすべて 60歳代後半になり、高齢者の人口がピークを迎える 2040年の社会の姿を見据えて、将来に備えるためになすべきことを計画化しています。

また、現在のコロナ禍の中でも「活動を止めない」「つながりづくりを絶やさない」という方針のもと、「はなれても つながる」「ちいさく あつまる」「ちいさくあつまる をつなげる」を基本コンセプトとして、知恵や工夫を持ち寄って取組みを発信していくこととしています。

第6期計画は、「つながりで"元気""安心"なまちの実現」を目標として掲げていますが、重点的に取り組んでいく主な取組みは、住民の暮らしの観点から、次の4つに分類することができます。

1つ目の取組みにおいては、ふれあいネットワークやふれあいサロン、生活支援ボランティアグループ、子どもの居場所づくりへの支援強化などにより、**社会的孤立を防ぐための活動をお手伝いします**。

2つ目の取組みにおいては、校区福祉のまちづくりプランの策定、地域に合った買い物支援の仕組みづくり、災害ボランティア活動の支援、ボランティア活動への参加や裾野の拡充、共生の思想の定着を進め、個人の尊厳を守る社会への転換を図るための福祉教育の展開などにより、地域の生活課題を共有し、解決に向けた取組みをお手伝いします。

3つ目の取組みにおいては、福祉課題の解決を、企業、大学、福祉施設等多様な主体が支え、 応援する仕組みづくり、空き家を福祉活用する機能の強化、多様な寄付の手法を組み込んだ社 会課題解決の仕組みづくりなどにより、**地域福祉活動の応援団を増やします**。

4つ目の取組みにおいては、さまざまな終活相談への対応、成年後見制度等の活用により、 認知症の方が地域生活を続けられる重層的な仕組みづくり、包括的な居住支援を通じた安心確 保などにより、自分らしく暮らすための備えをお手伝いします。

加えて、第 6 期計画の策定にあたっては、本計画が住民の皆さまのお役にたてるように「読まれる計画」、「活用される計画」となるよう工夫をこらしました。

終わりに、計画策定にあたり、高い専門性と幅広い見地に立って熱心にご審議してくださった「福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様、多数の貴重なご意見やご提言を賜りました関係機関・団体や市民の皆様に衷心より感謝申し上げます。福岡市社会福祉協議会は、これからも『人』を大切にする実践を一つひとつ積み重ねてまい

福岡市社会福祉協議会は、これからも『人』を大切にする実践を一つひとつ積み重ねてまいる所存です。



令和3年8月

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 会長 谷川 浩道

◇はじめに

\Diamond		-	総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.]市社協は、今、こんな活動に取り組んでいます。そして、気づいたこと	1
	2.	私た	:ちを取り巻く環境は、急速に、大きく変わっています	
	3.	私た	ちの未来は、予期せぬ事態、コロナ禍を乗り越えた先にあります	
	4.	私た	ちが進めるのは、「つながりで"元気""安心"のまちづくり」です	
\Diamond	-	-	各論:重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	2.		つながることをあきらめない"未来のつながり"のために 〜ボランティアによる社会参加の拡大〜	
	3 —	1.	地域で芽吹いた苗を強く確かなものに 「身近なところに子ども食堂があるまち」を目指します ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (1)地域の子どもプロジェクト~	
	3 —	2.	地域にあった買い物の仕組みづくりを支援します ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (2)買い物支援~	
	3 —	3.	最期まで自分らしく暮らすための備えをサポートします ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (3)「終活」支援~	
	3 —	4.	地域生活課題の解決に向け、強固で柔軟な事業連携・組織連携を図ります ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (4)社会福祉法人等とのさらなる連携・協働~	
	3 —	5.	よりよい社会をつくりたいと願う有志の結集を図ります ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (5)「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり~	

4. 無縁社会に新たな縁をつくり、「個人の尊厳」と「その人らしさ」を支えます

~権利擁護事業の拡充~

6 — 1.	個人情報に過剰に反応せず、適正かつ有効な活用をすすめます ~地域福祉を推進するための基盤づくり (1)個人情報の保護と活用~	
6-2.	多様性を尊重する共生型地域の実現に向けた福祉教育を目指します 〜地域福祉を推進するための基盤づくり (2)福祉教育の推進〜	
;	要支援者を排除することなく、「共に生き、相互に支え合うことができる地域」づくりに力を発揮する地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)を育てます 〜地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)の働き〜	
◇おわりに		P. 4 1
	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	P. 42

5.「住まい」と「日常生活支援」の一体的提供を軸に、安心の実現を目指します

~居住支援の推進と空家・空室の活用~

■福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 ■福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

第1章総論

総論 1 ◆福岡市社協は、今、こんな活動に取り組んでいます。 そして、気づいたこと

1.「社協って何するところ?」に答えて

社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、「地域福祉を進めることを目的とする団体」として、唯一法律に定められている団体です。社会福祉法人という法人格を持つ民間団体であり、行政の機関ではありません。同時に、法人の執行機関である理事会や議決機関である評議員会は、幅広い福祉団体や地域団体等で構成されており、行政職員も参画するなど、きわめて「高い公共性」を有するという組織の特質と、単独で事業にあたるのではなく、広範で多様な主体と協働して進めるというネットワーク型の事業実施方法を用いるという特質をあわせ持っています。

※校区社協は、より身近な圏域において住民が主体的に地域の生活課題を把握・共有して、互いに協働して解決を試みる住民組織です。法的な規定はなく、市区町村社協を構成する地域福祉を推進する基礎組織です。

- 社協は、全国、すべての都道府県、政令指定都市と区、市町村にあり、それぞれが独立した団体として独自に運営していますが、緩やかなネットワークで結ばれています。大規模自然災害が発生した時、被災地には全国からのボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターが設置されますが、その運営の中心を担うのは現地の社協です。そして、他都市・他県の社協から災害ボランティアセンター運営のため、応援職員が派遣されます。例えば、福岡県内で発災した場合は、災害の規模に応じて県内、九州ブロック、全国の社協間での調整が行われ、現地社協を支援します。
- ・ 社協は、地域に暮らす人々が抱えている生活課題の解決に向け、「住民主体」を第一に、社協が取り組むことが最も効果的な事業等に取り組みます。社協の事業は、全国一律のものとして実施されているわけではありません。ホームヘルプサービスといった介護保険の制度事業を大々的に実施している社協もあれば、福岡市社協のように介護事業をいっさい実施していない社協もあります。福岡市社協が第5期地域福祉活動計画(期間:2016年度~2020年度)の重点項目に位置づけ取り組んできた事業は、右の相関図のとおりですが、この間事業の再編・複合化を図り、「終活サポートセンター」と「住まい・まちづくりセンター」を開設しています。

2. 事業・活動を計画的に進めます・・・そのための計画づくりです

(1)第5期計画策定の経過

• 地域福祉の進展を図るため、5年を目安に事業や活動を計画的にどのように進めていくのかを整理したものが、地域福祉活動計画です。現在の第5期計画は2016年度~2020年度を期間とする計画ですが、前計画である第4期計画(2011年度~2015年度)がストレートに第5期計画につながったわけではありません。

◇ 福岡市社協が重点的に取り組んでいる事業の相関図

《基本理念》 住民参加と自治を基盤とした地域福祉の推進

⑤住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していく ための人材の確保と育成

- ●生活支援コーディネーターの全区社協配置と技量の向上●「コロナ禍を乗り越え、地域共生社会の実現を目指す実 証実験事業」の実施
- 地域とのつながりや自治を基盤とし地域包括ケアフルセッ トモデルの構築を目指す事業の設計と、段階的実施

6判断能力が不十分な人の日常生活 を支援する事業の拡充

- ●成年後見制度、日常生活自立支援事業 • 金銭管理と身上保護による地域自立生



①ご近所福祉の推進

- ●ふれあいネットワーク
- ・平常時の見守りと災害時の避難支援との連動
- ●ふれあいサロン

基本戦略》

【日常生活支援

- 健康づくり・フレイル予防の機能強化
- •「地域カフェ」の立ち上げ・運営支援による居場所の多様化
- ●非接触型の見守りと交流
- ・コロナ禍でもつながる工夫の収集と発信
- ●生活支援ボランティアグループ
- ・ちょっとした困りごとを解決する主体の育成
- ●校区福祉のまちづくりプラン
- ・地域の課題や特性に応じた福祉活動の必要性についての認 識の共有化

②ボランティア活動による社会参加 の拡大

- ●社会課題の解決力の強化
- ボランティアセンター登録要件の緩和
- ・勤労者の社会参加を促進するプログラ ムの開発
- ・企業の社会貢献活動の促進、企業との 事業連携協定の締結
- コミュニケーションをとることに困難 がある人を支援するボランティアグ ループの育成

③生活課題の解決に資する仕組みづくりと事業の開発

- ●買い物困難者支援の仕組みづくり
- ・買い物困難者支援策の開発
- 買い物等支援推進員による地域特性に応じた買い物支援の 仕組みづくりとコーディネート機能の強化
- <u>死後の諸手続きを行う仕組みづくり</u>
- 預託金により行う「ずーっとあんしん安らか事業」
- 毎月の利用料により行う「やすらかパック事業」
- ●市民が支える住み続ける仕組みづくり
- 「住まいサポートふくおか」利用者の拡大と、障がい者への 利用対象の拡大
- 居住支援法人の指定と取組みの始動
- 住宅の確保に特に配慮が必要な人を網羅的に利用対象とす る居住支援への展開
- 地域に子どもの居場所をつくる取組み
- 子どもを地域全体で支える拠点としての子どもの居場所づ くりの推進
- •「福岡市子どもを支えるネットワーク構築等業務」の受託

4地域資源との協働と活用

- 社会福祉施設・事業所との協働に よる地域生活課題の解決
 - 買い物・移動困難者の支援、認知症 高齢者発見時の相談対応、子ども 食堂に提供される野菜等の一時保 管場所等
- ●「ふくおかライフレスキュー事業」
- 社会福祉法人が資金・人材・専門性 を持ち寄り、制度の狭間の問題に 取り組む機能の強化
- 「社会貢献型空家バンク」
- ・空家を使って社会貢献したいという 入口情報と、福祉に活用できる物件 を探しているという出口情報をコ ーディネートし、子ども支援、各種 福祉施設、地域福祉、住まいの確保 に結びつけていく機能の強化

【基盤強化】 ⑦地域福祉を推進するための基盤づくり

●福祉教育の推進

- コミュニケーションをとることに困難がある知的・発達障がいの人たちとのかかわり方を学び、共に生きる 社会を目指す「知的・発達障がいについて学ぶガイドブック」の作成と活用
- ●「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の周知と活用
- ・個人情報に過剰反応せず保護と活用のバランスを図りながら、地域福祉活動推進の視点で有効な活用を進め るテキスト「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の周知と、作成に携わった大学 教授と弁護士による出前講座の開催
- ●ファンドレイジングを組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり
- ・社会課題解決に向け、マンスリーサポーター・遺贈・クラウドファンディング・寄付つき商品等による財源 の確保と、社会全体の知恵・人材・資源を組み合わせて対応するシステムの構築

- 「加速する少子高齢化がもたらす社会的孤立を背景として、『接近困難』『複合多問題』『制度の狭間』等の難しいケースが増えていくなか、積極的に地域に出向き、関係機関や地域の方々と協働して課題の解決に当たるという対応の遅れや組織体制の整備などの不十分さにより、地域福祉の担い手としての社協の存在を示すことができなくなってきた」ことへの危機感が、「社協は、制度の狭間にある課題を抱える住民の『セーフティネットの最後の砦』になる」という福岡市社協の行動宣言である「起動プラン」(2013年3月)を生み、ここを起点とした一連の流れがあります。ここからが、第5期計画の事実上のスタートです。
- 2014年3月には第5期計画の前提となる組織・財源の中長期的な見通しと事業の方向性を 見定める「経営計画」を策定し、2014年度からは所属部署と職階ごとの業務活動実績と 意欲態度を評価し、期末手当と昇給幅、昇任要件に結果を反映させる「人事考課制度」を導入 しました。さらに、2014年12月には第5期計画策定委員会を開始しましたが、同時に 専門部会を設け、計画を絵に描いた餅に終わらせないために、地域福祉活動推進上の大きな 懸案事項である「個人情報の壁」の打開策として「地域福祉活動における個人情報共有化に 関する取扱いの指針」を作成し、2016年3月、福岡市・区・校区社協、福岡市、福岡市 民生委員児童委員協議会の3者連名で発行しました。

(2)第5期計画の総合的評価 (相関図①~⑦の各重点項目に関する取組みの検証を踏まえて)

①重点項目の進展について

• 第5期計画の重点項目にある取組みの多くは、第4期計画の中間年(2013年度)の見直しを目的とした「共助を柱に据えた地域福祉活動の推進策あり方検討委員会」で行った事業の評価と課題の整理を基に、第4期計画の後期(2014年度~2015年度)に取り組む重点事業として既に実施段階に入っていたこともあり、いずれの重点項目も一定の前進を見ています。

②方向性の転換について

• 第5期計画で目指した「①平板で総花的ではなく、事業にメリハリをつける」、「②前例どおりではなく、常に内容や方法を工夫して現状に合った事業を進める」、「③課題を解決する資源がない場合は、新たな事業や資源の開発に取り組む」、「④全市的に一律に取り組むという手法ではなく、地域を限定して成功モデルをつくり、地域特性に応じた形態での波及を図るという手法を基本とする」、「⑤やりっぱなしではなく、事業の進み具合を把握し、目標管理型の業務執行を徹底する」といった方向性の転換については、定着しつつあります。「事業の見える化」「事業の見せ方についての工夫」「広報・啓発活動」「人脈づくり」等については、その効果と重要性を再認識しています。

③そして、見えてきたこと 事業展開上の新たな主要課題

• これまでの実践を通して、①精神障がいの方、②認知症の方の地域自立生活支援が今後の 事業展開上の新たな主要課題であることが見えてきました。いずれの課題も、ボリュームが 大きく取組みの拡充が求められている点、複合的な課題を抱え現行制度のみでの支援が難し く、多職種・多分野連携により個別のニーズに対応する制度やサービスを動員する必要があ る点、地域福祉の分野で進められてきた取組みを充実して対応する(生活に困難を抱えてい る人を早期に発見し見守る地域のネットワークを強化する、公的な制度だけでは対応できな い場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要となる)ことが重要となる点、などが共通しています。

- 精神障がいの方の地域自立生活支援では、2019年度には、高齢者仕様である現行の「住まいサポートふくおか」の利用対象を障がい者に拡大し、東区、続いて中央区でのモデル事業を経て、2021年度には市内全域で展開する本格実施に移行しました。障がい者対応モデル事業では、ほぼすべての相談者が、「多重債務」「虐待」「引きこもり」「8050問題」等の複合的課題を抱えていますが、相談件数、賃貸契約成約件数ともに、精神障がいの方がもっとも多くなっています。判断能力が不十分な方の身上保護や金銭管理を行う成年後見や日常生活自立支援事業でも、精神障がいの方からの相談と利用が増えています。
- ・ 認知症の方の地域自立生活支援では、今後増えてくる認知症の一人暮らし高齢者を主たる対象とした総合的な支援、重層的な寄り添い型・伴走型の見守りの仕組みづくりなどが重要となることが見えてきました。このイメージに近いのが、認知症カフェやサロン、傾聴や見守りなどの認知症サポーターが自主的に行っている活動を尊重しつつ、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動である「チームオレンジ」の仕組みです。「チームオレンジ」は、認知症の疑いがある人や軽度認知障がい(MCI)の段階の人に対し、近隣チームによる早期からの継続的支援を想定していることから、2021年の時点で約400万人と推計される制度の狭間に陥りやすい軽度認知障がい(MCI)高齢者への支援の方法としても、大切な取組みになるものと考えています。

福岡市社協はこれまで、認知症の人の生活の継続性を維持し、家族の負担を軽減する仕組みとして、認知症の初期のうちに将来に備える「自己決定支援部門」と認知症の人と家族を支える地域づくりを進める「地域力強化部門」からなる「認知症寄り添い支援センター(仮称)」構想を提案するとともに、認知症の人と家族を見守る重層的な人的支援の仕組みである「きずなサポート制度(仮称)」構想を提案してきました。

認知症問題への取組みは、行政施策との関係が特に強いことから、今後は既述の構想を下敷きにし、行政施策との調整を行いながら、地域福祉推進の視点から認知症の方の地域自立生活支援の事業化を図ります。

3. コロナ禍が気づかせてくれたこと 命と健康の平等など「個人の尊厳」にかかわるさまざまな課題が あぶりだされています

• コロナ禍で最も大きなダメージを受けているのは、非正規労働者やフリーランスの方々であり、ひとり親家庭とその子どもたちです。新型コロナは、社会的に弱い立場に追いやられている方々にこそ、甚大かつ長期的な影響を及ぼします。パンデミックは純粋な災害ではなく、もともと弱い立場にあった方々を更に苦しめる構造をもつ複合災害であることに気づかされます。中高生や若い女性の自殺の増加、DV や家庭崩壊、経済破綻による住居の喪失、「児童養護施設や里親家庭などを巣立った若者の状況がとりわけ深刻で、4人に1人が仕事を失い、6割は仕事が減って収入減となっている。」等、コロナ禍による生活の困窮が拡大・深刻化しているという報告や指摘が多方面からなされており、枚挙にいとまがありません。危機以前からコロナにも匹敵する脅威に嫌になるほどさらされてきた人々のためにどれだけ力を尽くせるのかが問われています。厳しい状況の人を見捨てない社会づくり、「地域共生社会」の実現を目指す覚悟が必要です。

論

総論2 ◆私たちを取り巻く環境は、急速に、大きく変わっています

1. 人口構造の変化が意味するもの

- 年金、医療、介護などの社会保障の制度設計の基礎となるのが人口動態(ある一定期間内の人口の変動のこと)です。私たちをとりまく環境の変化を予測する重要な物差しである人口構造の変化を、以下のとおり概観することができます。
- 【人口減少の本番はこれから】: 2016 年/年間出生数が初めて 100 万人を割る。出生数はこれから急速に減り続け、2065 年には 55 万 7 千人になると予測されています。
- → 【高齢者の高齢化が進んでいく】: 2017年/65~74歳人口が減り始め、翌年には75歳以上人口が65~74歳人口を上回り、その後も増え続けます。
- → 【世帯数の減少と単身化】: 2022 年/人口減少下で増えていた世帯数は、2020 年以降減少に転じ、団塊世代の先頭である 1947 年生れが 75 歳となる 2022 年(「ひとり暮らし元年」) 頃から、ひとり暮らし世帯の増加が本格化・加速化していきます。
- → 【「超えるべき峠」いわゆる 2025 年問題:超・高齢大国の出現】: 2024 年/人口は 2015年より390万人減る一方で、75歳以上は490万人増え、国民の3人に1人は65 歳以上、6人に1人が75歳以上となります。毎年の死亡者数は150万人を超え、出生者 の2倍になります。
- → 【「超えるべき高い峰」いわゆる 2040 年問題: 就労人口急減下での超高齢社会の進行】: 2042 年/団塊ジュニア世代(1971~1974 年生まれ)がすべて高齢者となるため、高齢 者数が 3,935 万 2 千人でピークを迎え、2016 年の高齢者数を 500 万人近くも上回り、 社会的コストはかなり大きくなります。

図) 日本の人口の将来推計(全国推計)

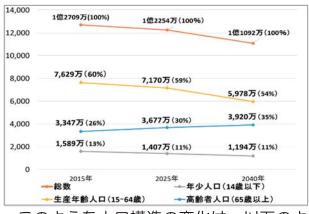
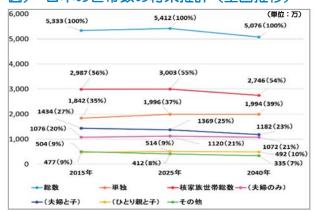


図) 日本の世帯数の将来推計(全国推移)



- このような人口構造の変化は、以下のような事態を招きます。
 - 人口減少は、財源面でも、人材面でも、社会保障の基盤を揺るがします。
 - 高齢者の高齢化が進むなか、単身高齢者が増加し、孤立死の増加が懸念されます。また、 福岡市の認知症高齢者数は 2015 年度~2040 年度で倍増すると推測されます。
 - ひとり暮らしが主流になる社会では、「家族が社会の基礎単位」という考え方が成り立たなくなり、「身寄り問題」が社会課題としてさらにクローズアップされます。
 - 2025年には日本は「超・高齢者大国」となり、「老老介護」や「ダブルケア」といった 問題がより一般的になってきます。未婚化、晩婚・晩産の影響もあり、介護の担い手とし ての家族は将来的にはさらに深刻な状況となります。
 - ・ 「2025年問題」よりもさらに深刻な状況であるとされる「2040年問題」には、高齢者数以外の理由としては、「社会の支え手である勤労世代が、2025年と比較しても1,256万人も少なくなる見通しであること」、「団塊ジュニア世代は、バブル経済崩壊後の不況期に新卒者だった"就職氷河期世代"でもあることから、老後に向けた貯蓄が乏しく、低年金、無年金という高齢者の増大を生むこと」などが、あげられます。

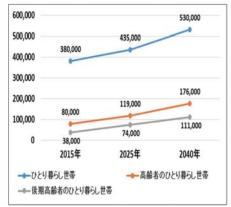
2. 福岡市の人口構造等の変化

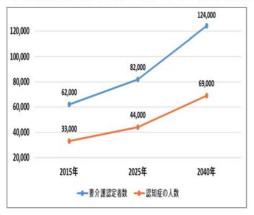
図) 人口と高齢化率の将来推計

図) 世帯構成の将来推計

図)要介護認定者と認知症の人の将来推計





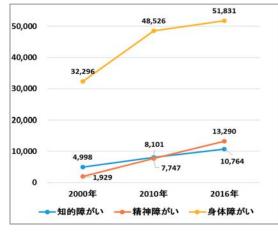


○ 2015年を基点として2025年、2040年の数値を比較すると、高齢者人口は1.3倍、1.6倍と増加し、後期高齢者人口は1.6倍、2.0倍と増加します。

高齢者の世帯構成では、一人暮らし世帯が 1.5 倍、2.2 倍と増加しますが、特に 75 歳以上の一人暮らし世帯が、1.9 倍、2.9 倍と急増します。

要介護認定者数・認知症の人の数は、ともに 1.3 倍、2.0 倍と増加しますが、要介護認定率は 20.4%から 22.0%、25.9%と上昇し、認知症の発症率は 10.6%から 11.0%、13.8% と上昇します。

図) 手帳所持者の推移



- 身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者 の推移をみると、いずれも増加しています。手帳の構 成比では、【身体】は82.3%から68.3%と減少傾向 にあり、【知的】は12.6%~14.2%と横ばい、【精神】 は50%から175%と増加傾向にあります。
- 手帳所持者の年齢構成では、それぞれに特徴があります。【身体】は60歳以上が75.9%を占め、【知的】は29歳以下が54.0%を占め大きな層となっていますが、【精神】は20%前後を占める年齢層が多く、特に大きな層はありません。
- 発達障がいのある人の数は、2011 年度~2015 年度の 5 か年間の心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センターの新規受診児数をみると、1,089 人~1,301 人の幅で推移しています。新規受診児の約6割が発達障がいと診断された児童であり、その6割強が知的な遅れがない児童となっています。
 - 2011 年度~2015 年度の 5 か年間の発達障がい者支援センターの相談状況をみると、相談件数は、1,232 件~1,456 件の幅で推移しています。2015 年度の年齢別相談者数の内訳は、乳幼児が 107 人/7.7%、小学生が 250 人/17.9%、中高生が 258 人/18.5%、19 歳以上が 607 人/43.6%となっています。また、2011 年度~2015 年度の通常の学級に在籍する特別支援を要する児童生徒数(小・中学校)をみると、5 年間で、1,656 人から 2,692 人と 1,036 人増え、1.6 倍となっています。そのうち発達障がいの児童生徒は、1,235 人から 2,317 人と 1,082 人増え、1.9 倍となっています。その構成比も、74.6%から 86.1%と 11.5%高まっています。

※数値は福岡市

論

3. 2040年の社会の姿(着目すべき変化)

(1) 2040年の社会が意味するもの

- 1,000万人を超える85歳以上の高齢者が、単身者も含め、地域生活を送ることになります。それは、医療・介護サービスの需要が増えることを意味するのは当然のこととして、生活のちょっとした困りごと(生活支援ニーズ)を抱える高齢者がこれまでにない規模で増加することを意味しています。
- <u>2040 年の社会は、「人生 100 年時代」の到来を知り、準備できる世代の時代であり、平均的な高齢者像では語れない多様性と格差(健康格差、経済的な格差)の時代であることを</u>意味しています。

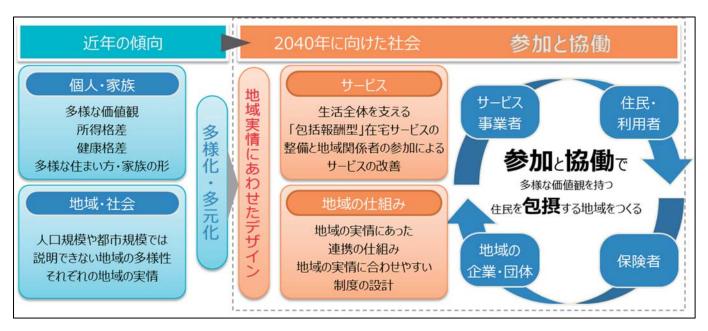
(2) 2040年に向けた社会の変化と必要となる対応

- 「ひとり暮らし」、「高齢者夫婦のみ世帯」、「三世代同居」といった単純な区分で家族の特徴や介護の問題を論議することは、今後ますます困難になります。「ひとり暮らし」であっても、同居世帯であっても家族の形や姿はさらに多様化します。家族の抱える問題は多種多様になっており、「典型的な家族課題」を設定することは難しく、「各々の個人が抱える課題」が相互に複雑に絡み合った状況に対してどのように支援していくかを考えていく必要があります。コロナ禍で在宅勤務やステイホーム時間が増えるなか、夫婦や親子関係など家族のあり方が変わってきた点にも着目する必要があります。
- 日本の社会保障制度は世帯を単位とした設計が主流であり、様々な統計や給付等の試算においても、いわゆる「標準世帯」(夫婦と子ども2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主の1人だけの世帯に限定した家族の形態)が用いられてきましたが、増え続ける単身者がすでに最も多い世帯になっています。社会保障の仕組みも、世帯単位から個人を基準とした制度に組み替えていくという議論もなされています。
- <u>2040</u> 年の社会は、家族介護を期待しない・できない時代へと変化していく時代であり、 家族と住まい方が多様化する時代です。それ故に、個人を単位とした仕組みへの再編が必要 となる時代です。
- 空家が増えるということは、その地域に住む人が減っているということです。そうすると、 その地域の活力の低下や治安の悪化だけでなく、スーパーや銀行、クリニックなど、生活に 欠かせない施設の撤退も起きてしまい、空家の増加はその地域の魅力を低下させてしまう原 因となってしまいます。空家の増加に歯止めをかけることは、「共に生き、相互に支えあうこ とができる地域(ケアリングコミュニティ)の実現」につながります。
- 近年では、地域づくりを目指す各種の事業(地方創生、生活支援体制整備事業、地域力強化推進事業等)の有効活用などによって、具体的な成果を生み出す地域が生まれています。そうした成果は、人口減少が激しく、住民が主体的に取り組まざるを得えないような中山間地に限定されているわけではなく、首都圏や地方都市も含め全国でみられるようになっています。「古くからの地域のつながりが残っている中山間地だから地域づくりができる」、「都市部で近所づきあいが希薄だから地域づくりはできない」といった平均的な地域自治のイメー

ジを持つことにも、意味がなくなってきています。

● <u>2040年の社会は、住まいと地域が多様化していく時代です。それ故、多様な地域の自治が必要となります。</u>

【2040年の多元的な社会における「参加と協働」】



【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>2040年:多元的社会における地域包括ケアシステム」(地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究)、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2019年

○ これまで記述してきたような変化に着目した 2040 年の社会の姿を踏まえ、これから約 20 年の間に私たちの社会が準備しなければならない取組み、すなわち、「それぞれの異なる 地域生活上の課題や問題を抱えた人々が、それでも一つの地域の中で排除されることなく、 多様な人々を包み込んでいく過程を進める設計図」が、この「参加と協働で多様な価値観を 持つ住民を包摂する地域をつくる」というアプローチです。

それは、「個人が単一的な社会の枠組みに無理やり押し込まれるか、排除されるか」という 社会ではなく、「個人の意思決定に可能な限り寄り添える」懐の深い社会づくりであり、地域 共生社会の実現に至る道のりでもあります。

4. 困難な時代に未来を切り拓く実践

○ 広範で多様な主体と協働して進める福岡市社協の実践は、加速する「超高齢」・「少子」・「人口減少」・「単身社会」、「多発する自然災害」、「新型コロナウイルスの感染拡大」等、深刻な状況下にありますが、それは同時に、問題が発生している現場に足しげく通い、弱い立場に置かれている人たちの立場から生活実態を解明し、みんなの協働の努力で問題を解決していくことによって、より良い地域社会をつくりあげることができることを確信させられる過程でもあります。地域は可能性にあふれています。

私たちの最大の強みは団結して協力し合うことができることです。福岡市社協は多くの人が信じ連帯できるストーリーを発信し、多数による協働を組織します。どこまでも人間の良心とつながることの可能性を信じ、未来を展望します。

総

論

総論3 ◆私たちの未来は、予期せぬ事態、コロナ禍を乗り越えた先にあります

新型コロナウイルスは、私たちの日常生活を大きく変えています。「ふつうであること」、「ふだんの暮らし」、「社会的なつながり」。 こうしたことすべてが、 これまでにない試練にさらされています。

◇ きっとやれる! コロナへの挑戦 ◇

- 福岡市社協は、地域共生社会の実現を目指し、「社会的孤立のリスクを抱える人々を受け止めるセーフティネットとしての地域づくり」に取り組みます。
- しかし、私たちの取組みは、「新型コロナウイルス感染下」という極めて特異な状況を乗り越える努力の先に、初めて具体的な展開が見えてくるものです。「with コロナ」時代の地域福祉実践をつくり、「コロナ後」の本格的な取組みにつなげていかなくてはなりません。
- コロナ禍では、対面での密度の高い交流や支え合あいを重視し、関わりを密にしてつながりを強めることを基本としてきた私たちの住民主体の地域福祉活動にも、「不要・不急」の外出を避け、徹底した感染予防対策により「3 密」を避けることが求められ、人との接触を制限し、「非対面型」の活動の工夫を迫られるという予期せぬ事態に置かれました。
- ここが、「正念場」です。孤立が深まるコロナ禍で活動を止めてしまうことは、安全策として推奨されるものではなく、将来に大きな禍根を残すことになると考えています。
- 福岡市社協は、今、地域の活動者の皆さま方と手を携え、「はなれても つながる」取組み を進めています。私たちは、コロナ禍でもつながっていく取組みに活路を見出そうとしてい ます。
- そして、知恵と力を寄せ合い、さまざまな工夫によりつながりを絶やさない地域の活動は、 コロナ禍を乗り越えるという目標を、乗り越えられるという確信に変え広がりつつあること を実感させるものです。
- 私たちのコロナ禍をきっかけとした「はなれても つながる」取組みは、感染症や災害など の特異な環境下でもつながりを諦めない工夫があることを示してくれています。

◇ 「はなれても つながるーコロナ禍でも活動を止めないー」 ◇

1. 現状認識

- ① 近接した距離で対面する持続的な時間をもつことによって高めてきた密着度、ここから生まれる信頼や社会力がコロナで失われようとしています。
- ② コロナは「他人に触れない」という新しい倫理観をもたらし、私たちから対話 や親密さを奪っています。しかし本来、接触を制限することは、医学的知見(公 衆衛生面)からの要請であり、倫理や道徳の問題ではありません。
- ③ 子ども食堂・居場所のみなさんの集まりで"子どもたちの育ちには「三密」がいかに大事かを改めて感じた"との発言がありました。コロナにかかわらず安心な空間、人との関わり、ふれあいは、誰にとっても変わらずに大切なことです。

- ④ コロナにより地域のつながりが切れることは、「孤立」を深め、「不安と恐怖」を増幅し、「否定的な感情と攻撃的な態度」を強めるという現実に気づかされます。
- ⑤ コロナの感染について予断を許さない状況が続くなか、「感染症と自然災害の 複合災害」への警告が、国や自治体、防災関連学会などから相次いで出されてい ます。災害時の避難対応への備えが急務となっています。

2. 基本的な考え方

- ① 自粛生活が長期化するなかでは、「社会連帯」、「肯定と希望を見出す」こと、そして「励まし合い支え合う社会の機運を高める」ことが求められており、そのためには、試練を乗り越える「協働の力」を高める必要があります。
- ② 感染拡大防止の観点から、基本的には、社会参加・居場所づくり等の活動の実施は難しいものの、外出することなく自宅に閉じこもることによる高齢者の機能低下は深刻であることから、さまざまな感染対策を行い、居場所を確保する必要があります。
- ③ 皆が集まれなくなるなかでは、地域内の「気になる人」を把握し、継続的に見守っていく 必要性はさらに高まっており、対面できずともさまざまな工夫により、地域でお互いに気に かけ合い、「寄り添う力」を発揮する必要があります。
- ④ 感染リスクをゼロにしようと思えば、誰とも会わず、何もしないほうがいいことは分かりきっていますが、それではすまない人たちの暮らしがあり、どうしてもそれを必要としている人たちがいる以上、「くれぐれも気をつけながら、実施する」という方針をあえて掲げる必要があります。校区社協が推進する「ふれあいサロン」や「ふれあいネットワーク」は、社会的孤立解消策の中核をなす住民主体の小地域福祉活動であることから、なおさらです。
- ⑤ 「コロナブルーをどう解消するのか」、「物理的距離の確保が求められる期間中に、人との 交流をどのようにして図るのか」、「感染を恐れるあまり外出を控えすぎ、ずっと家に閉じこ もり動かない毎日が続き、フレイル(虚弱)が進んでいく生活をどのように改善するのか」 等、いろんなアイデアを出し合って新しい連帯の方法を模索する、知恵を出し合う作業を加 速する必要があります。
- ⑥ 信頼できる・有用な情報を収集し、情報の取扱い方を含め発信する、「今日をしのぐ」とともに「明日を拓く」取組みにつながる情報を発信する『リスクコミュニケーション』の力量が問われています。人間の尊厳を深く傷つけるうわさや偏見、差別などを抑止しなくてはなりません。

岩波新書ホームページ「B面の岩波新書」に掲載された歴史学者藤原辰史の「パンデミックを生きる指針一歴史研究の指針」で紹介されている次の一節は、私たちのあるべき姿を指し示しています。

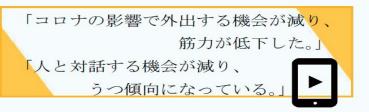
武漢で封鎖の日々を日記につづって公開した作家 予予は、「一つの国が文明国であるかどうかの基準は、高層ビルが多いとか、クルマが疾走しているとか、武器が進んでいるとか、軍隊が強いとか、科学技術が発達しているとか、芸術が多彩とか、さらに、派手なイベントができるとか、花火が豪華絢爛とか、おカネの力で世界を豪遊し、世界中のものを買いあさるとか、決してそうしたことがすべてではない。基準は一つしかない、それは弱者に接する姿勢である。」と喝破した。



3. はなれてもつながるアイデア・地域での取組みの分類

項目	取組み内容例
①3 密を避けた体操・運動・散歩・外出を促す活動②肉体的健康の増進を図るツールを提供する活動③対面ではないコミュニケーションを促進する活動	 ・公園などでラジオ体操やウォーキングなどをする青空サロン、インターネット等を活用して複数人で行う体操、放送を流し・時間を決め・同じ時間に・玄関の外に出て行う体操、お散歩スタンプラリー等 ・健康体操のライブ配信、健康体操DVDや、フレイル予防の体操や脳トレ・生活不活発病の恐ろしさを伝えるリーフレット等の配布、テレビを見ながら体操する番組情報一覧の作成・配布等 ・電話やテレビ電話による話し相手、手紙、定期的なお便り・オンラインのつどい・居場所づくり等
4 不安の緩和につ ながるアプローチ を工夫する活動	・コロナ感染予防やリスク啓発パンフレットの配布・「コロナうつ」に対抗する方法の周知 等
⑤楽しんだり、リ ラックスできるプ ログラムを提供す る活動	・家庭用栽培キット、準備しているサロンプログラムの材料をセットにして自宅で製作できるよう届ける、メンタルに不調をきたさないコロナ情報への接し方や、リラックス練習(呼吸法など)のすすめ 等
⑥自分の存在認知 や自己有用感を高 める活動	・医療機関や介護施設に使い捨てマスクを寄付する活動・キャンペーン、マスク作成マニュアルの配布・手作りマスクを校区内高齢者宅へ郵送やポストイン、小学校に配布 等
プ互助等により生 活を防衛する活動	・コロナでホームヘルパーによる支援が滞ることを想定し、民生委員でも ある町内会長が有志を募り、ゴミ出しなどの簡易なボランティア活動を 開始、お買物配達サービス緊急社会実験 等
8気になる人を見 守る活動	・サロンやネットワーク対象者に対する「お元気ですか?」電話で見守りキャンペーン、サロンメンバーによる回覧板を交換日記のように回したり往復はがきを活用しての近況確認、区社協によるニュースレターの作成・配布、インターネットのツールを活用してのビデオ電話による安否確認、オンラインを設定するキャンペーン 等
②注意を喚起する活動	・コロナ関連詐欺への注意喚起、医療関係者や感染した人に対して偏見や 差別的な扱いが起きないようにする注意喚起、震災など困難を乗り越え た人の経験を共有することによる前向きなイメージの醸成 等
⑪地域団体がリードし、コロナ対策を進める活動	・校区自治連合会、校区社協、校区危機管理部といった地域組織が、コロナ 対策を主導し、住民の連帯を促し、地域自治、住民自治を進める活動 等

◆コロナ感染下の交流活動の基本型は、「ちいさくあつまる」です。その応用型は、「ちいさくあつまるを つなげる」です。





"解れていてもつながれる"仕組みづくり ~運動や会食がオンラインでできる新たな仕組みづくりを進めます~ ○ 新型コロナウイルスの感染拡大により外出自粛が長期化するなかで、つながりを途切れさせない活動の工夫、生活が困窮したり、孤立しつながりからこぼれてしまう人たちと新たにつながろうとする懸命な取組みが、全国各地で新たに生まれています。そこで、ボランティアや市民活動の推進、地域における生活支援等に関わってきた全国団体(全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、中央共同募金会、全国社会福祉法人経営者協議会、日本生活協同組合連合会、かかか福祉財団等)が、つながることをあきらめず感染防止策を講じながら活動する方法や工夫を集めて提供する、悩み葛藤しながら活動している仲間たちの交流を図る、そうした取組みをWEB等を活用して進めることで、全国の活動である方法や工夫を集めて提供する、悩み葛藤しながら活動している仲間たちの交流を図る、そうした取組みをWEB等を活用して進めることで、全国の活動を図る、そうした取組みをWEB等を活用して進めることで、全国の活動やが組織・団体の実践を後押ししたい、感染症への対応の収束後におけるより豊かな地域共生社会づくりの活動につなげたいと考え、「未来の豊かな"つながり"のための全国アクション」と称する運動を立ち上げています。ここでは、福岡市内ではあまり取り組まれていないキャンペーンの事例を2つ紹介します。

事例:在宅生活応援!新しい生活様式 知恵と工夫のSHAREプロジェクト (大阪府・大阪市東成区社会福祉協議会)

新しい生活様式を踏まえた知恵や工夫についての区民のエピソードをホームページ上でShare(共有)することで、情報を見た方が参考にしたり、つながりを感じることで安心感を得られたりすることを目的に実施しています。自粛生活から見えてくる人の強さや弱さ、そして温かさ。そのエピソードに、リハビリテーションの専門的視点からアドバイス・応援コメントを加えています。エピソードを寄せていただいた方には、自宅で温泉気分を味わえる入浴剤を進呈しています。

人々のエピソードにほっこりと共感できたり、新しい生活様式を取り入れた工夫から学んだり、 今求められている「新しい生活様式」への不安や戸惑いを安心に変える取組みです。全世代の 方のエピソードが見られるので、世代を超えて暮らしぶりを身近に感じたり、お互いを理解するき っかけになったり、会えない中でもつながりを実感されています。「こんな活動ができるのか~」と 自身の生活にあてはめて実践している方もいます。

事例:【今、大切な人に「ありがとう」を伝える】プロジェクト (栃木県・足利市社会福祉協議会)

コロナ感染拡大が進む中で、何かできないかと話し合い、最前線で働くたくさんの人をはじめ、それぞれの大切な人に「ありがとう」を伝えるメッセージ動画を地域住民から募集し発信するプロジェクトを始めました。今一度「自分にできること」を皆さんと考え、感謝の気持ちが広がり、困難な状況をみんなで乗り切ることを目標に実施しています。「大切な人へのありがとうメッセージ」をテーマにした画像や動画を募集し、お寄せいただいたメッセージを編集後、ホームページ、足利市社協インスタグラム(インターネットを介して投稿した写真を共有するサービス)などで公開しています。人との接触の機会を減らす方法での福祉活動として、市内に限らず多くの方から反響があり、動画が送られています。今回のプロジェクトは期間を決めて実施していますが、期間終了後も継続して地域の皆さんが交流できるSNS(インターネットを介して人と人が交流するサービス)として継続することも考えています。

○ 私たちが実践を通して届けたいのは、「いろんなアイデアを持ち寄り、新しい連帯の方法を形にする、知恵と力を出し合う取組みを加速しましょう。」「物理的な距離はとらねばなりませんが、心の距離は縮められるはずです。思いを馳せること、思いを届けることを増やしましょう。」「私たちが示さなくてはならないのは、私たちが思いやりと理性をもって行動できること、そうすることで共生の未来を見出すことがきっとできます。」というメッセージです。

総

論

総論4 ◆私たちが進めるのは、「つながりで "元気" "安心" のまちづくり」です

◇第 6 期計画の全体像

- ◆ 私たちは、重点項目を柱とした様々な取組みを通して、誰一人取り残さない、「個人の尊厳」 を守り、弱い立場の人を排除しない地域共生社会の実現を目指す道を歩み続けます。
- 1. ビジョン:福岡市社協が、どのような社会の実現を目標とするのか 〈地域共生社会の実現〉 つながりで"元気""安心"なまちの実現

2. ビジョンに基づく、重点項目ごとの事業達成目標

- (1) 住民主体の小地域福祉活動の推進
 - 誰もが地域の一員として認知され、誰にでも身近に相談できる人がいる

(2) ボランティアによる社会参加の拡大

誰にでも社会的な役割や活躍の場がある。

(3) 社会課題解決モデルの開発と拡充

- ①地域の子どもプロジェクト
- どの子にも、その子に適した「地域の居場所」がある。
- ②買い物支援
- どの地域にも、その地域に適した買い物の仕組みがある。
- ③「終活」支援
- 誰もが自らの老後を見つめ、自分らしく生きていくことに備えている。
- 4社会福祉法人等とのさらなる連携と協働
- 社協と社会福祉法人等とのさらなる連携と協働が、地域生活課題の解決を主導している

⑤ファンドレイジングを組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり

• 社会課題解決を目指す「SDGs (持続可能な開発目標)実践プラットフォーム」が構築されている。(※SDGs:30ページのコラム参照)

(4) 権利擁護事業の拡充

• 判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人が、いつでも、どこでも、容易に、成年後見制 度等を利用して安心した生活を送っている

(5) 居住支援の推進と空家・空室の活用

・空家・空室が、地域における共生の基盤として活用されている

(6) 地域福祉を推進するための基盤づくり

①個人情報の保護と活用

本人の生命や身体の安全を守るため、地域の人たちの合意に基づき個人情報が適切かつ有効 に活用されている

②福祉教育の推進

・共生の思想が定着し、「個人の尊厳」を守る社会への転換が果たされている。

(7) 地域福祉ソーシャルワーカーの働き

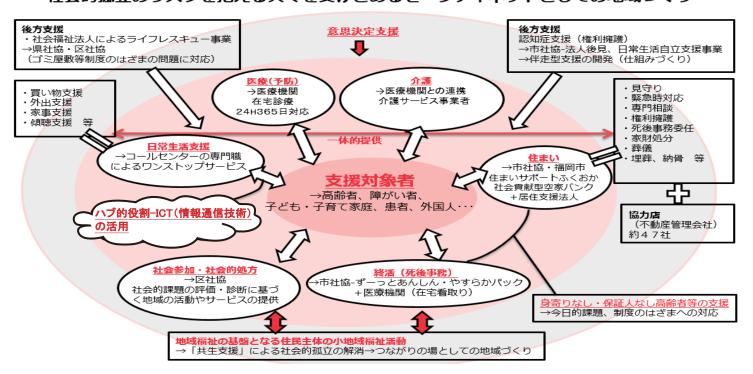
- ・アウトリーチを中心に地域に伴走できる人員が確保され、個人の支援、地域をつくっていく こと、新しい仕組みをつくっていくことをきちんとつないでいく実践が、地域の宝物をつく り続けている
- 「つながりで"元気""安心"のまちづくり」に取り組むことにより、社会的孤立のリスクを 抱える人々を受けとめるセーフティネットとしての地域づくりが前進している

◇福岡市社協が目標とする地域共生社会の実現をめざす重層的事業 「社会的孤立のリスクを抱える人々を受けとめるセーフティネットとしての地域づくり」の構想

1. 事業の全体像

この取組みは、福岡市社協がこれまでの実践のなかで築いてきた事業や活動、ネットワークといった資源を総動員し、あるいは、新たに開発し、「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアの理念を、高齢者から、障がい者、子ども・子育て世帯へと普遍化し、事業モデルを創りあげていくための実証実験です。この取組みの前段には、コロナ後の共生社会をつくる基本戦略ともなる現場の知恵や思いを形にし、コロナ禍でも活動を止めない「はなれてもつながる」住民活動や、動画十音楽・テレビ電話機能により「オンラインサロン」のような場をつくる、小人数の人がグループをつくり顔を見ながら離れて対話する等、高齢者等オンラインになじみのない人でも簡易な操作により人や活動、サービスにつながるアプリを開発するといったICT(情報通信技術)の活用による事業・活動の展開があります。コロナを契機として、地域福祉活動にデジタル技術の導入を図ります。

社会的孤立のリスクを抱える人々を受けとめるヤーフティネットとしての地域づくり



※上図は2020年度ニッセイ財団 高齢社会助成「地域福祉チャレンジ活動助成」採択事業の到達点イメージ図

2. 軍層的事業の住民への発信

この重層的事業は、「個々バラバラに提供されがちなサービスや活動を効果的・効率的に、一元的に受けられないものか」という、住民・利用者の当たり前の願いに応える仕組みづくりでもありますが、「社会的孤立のリスクを抱える人々を受けとめるセーフティネットとしての地域づくり」という事業の全体像を、住民目線から「つながりで"元気""安心"のまちづくり」です、と発信します。

事業の支援対象は、最終的には支援を必要とする人全体に拡大していくことを目指しますが、高齢者モデルとして開始することから、事業の目標や目的を以下のように発信します。

(1) 事業の目標

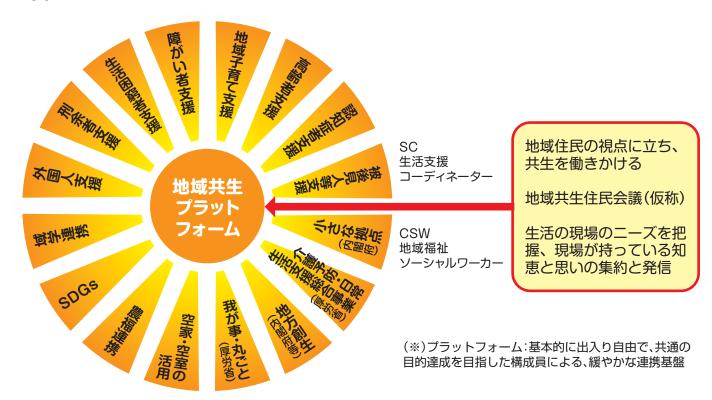
- いつまでも元気に暮らしたいというシニアの願いを実現していく地域づくり!
- ひとり暮らしになっても、身寄りがなくても、認知症になっても、病気になっても、介護が必要になっても、安心して暮らし続けられる地域づくり !
- ★ 趣味やスポーツをはじめいろいろな地縁組織に参加している人が多いまちは、認知症、転倒、 うつになるリスク、さらには要介護認定率まで低いことがわかってきました。食事や健康に 気をつけていても、社会との交流がなければ健康寿命を延ばせません。人口や年齢構成が類 似している地域であっても要介護認定率等に格差が生じるのには、地域の「団結力」や「ま とまり力」が大きく影響していることもわかってきました。

(2) 事業の目的

- 社会的孤立や孤独に向き合い、「社会的つながりが弱い人」に着目し、違いを認め合い、相 写に支え合うことができる関係性をつくります。
- 高齢者が様々なサービスや活動につながりやすく、助けを求めやすい環境をつくります。
- ★ 「話せてほっとした」「わかってもらえた」「共感してもらえると思った」「ひとりじゃないと思えた」と感じられると、人は困難に耐えて待つゆとりや、前に進んでいく勇気が湧いてきます。この取組みのなかで、地域がもつ「人薬(ひとぐすり)」の効能を高めます。
 - ☆ コロナ疲れの対処法をご存じですか。それは、"質の良い睡眠"、"普段と同じくらいの運動"。そして何よりも大事なのが"人とのつながりの継続"です。
 - ☆ アルツハイマー型認知症の予防術をご存じですか。やらない人より3倍なりにくくする予防術は"運動をすること"、6倍なりにくくする予防術は"生活習慣病にならない食事を心がけること"。そして、8倍なりにくくする予防術が"話し相手をもつこと"です。
- この取組みでは、つながる道具として一人暮らし高齢者宅等に開発したアプリをインストールしたタブレットの設置をお願いする校区の社会福祉協議会、民生委員、自治会・町内会の方々との連携が特に重要です。自分ひとりの自立ではなく、自分以外の人と共に生きていくことそのものを支援する「共生支援」と、「つながりの場としての地域づくり」が地域福祉活動の基盤をなします。
- ★ 個人が抱える生活上の困難を社会が支援し解決を図るシステムと良い人間関係は、人々の健康保持に大きく貢献します。

◇「地域共生のプラットフォーム」へのアプローチ

- 社会的つながりが弱い単身高齢者を主たる支援対象者としてスタートするこの実証実験の延長線上には、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など社会保障の枠組みだけではなく、住まい、農福連携、大学生と大学教員が地域の課題や地域づくりに継続的に取り組む「域学連携」、企業の社会貢献、商店街の活性化など、幅広い地域づくりの関係者・職種が参加して地域ぐるみの共生を創るための支援の仕組みである「地域共生プラットフォーム」への、制度の狭間の問題に重点をおいたアプローチが重要となります。
- まずは、住民の生活という地域の基盤を支える地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)が、これまで培った地域の信頼を生かし、プラットフォームの牽引役として活躍することが期待されます。



○ 例えば、「農福連携」では、福岡市社協が行っているJA福岡市の協力により子ども食堂へ食材を提供するといった事例もあれば、通常の労働市場では働く機会を得ることが難しい人に対して、民間企業などで就労の機会を創出する「ソーシャルファーム」という手法を取り入れ、知的障がいの人、精神障がいの人や発達障がいの人、触法障がいの人や高齢の障がいのある人の他、ニートの若者のために、玉ネギの露地栽培、葉物野菜の水耕栽培、ハウスでの野菜苗や花の栽培、オリーブの栽培等の仕事を生み出し、生活支援と就労支援を一体的に行っている事例もあります。

さらには、林業または森林利用と福祉の連携の取組みである「林農連携」、水産業・ 漁業と福祉が連携して商品をつくる「水農連携」もあります。

また、安全な農作物の栽培法を正しく学ぶ研修・実習農場と望ましい労働環境研究所に、生活習慣病等を対象とした健康回復・増進の「医」を加えた、新しい「農福プラス医・連携」の拠点への期待が寄せられています。市民の体験交流コーナーや、子どもたちの食育センターなども一体的に運営できたらどんなに素晴らしいか。多彩な地域共生プラットフォームは、膨らむ夢の実現可能性の土台ともなります。

第2章

各論:重点項目

【重点項目】】「つながいの場」としての地域づくいをさらに進めます ~住民主体の小地域福祉活動の推進~

災害時やコロナ禍といった普段どおりの生活を続けることが難しいなかでは、平常時からの人とのつながりが安心・安全につながります。「ご近所福祉」の推進こそが、孤立死対策、防犯、防災の決定打なのです。コロナ禍でも活動を止めない「はなれても つながる」取組み、「ちいさくあつまる」取組みや「ちいさくあつまる をつなげる」取組み、複合災害となる「いつ、どこで起きても不思議ではないコロナ時代の自然災害への備え」が、いっそう切迫した課題となっています。第5期地域福祉活動計画の重点項目「校区社協強化策」で掲げた「平常時の見守りと災害時の避難支援との連動」が、今、改めて大きく問われています。

【現状と課題】

- ・団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前に控え、今後さらに単身高齢者や認知症高齢者など、見守りや支援が必要となる人が増えるとともに、近年では毎年のように長期間の避難を余儀なくされるような自然災害が多発し、災害時の安否確認・避難支援が大きな課題となっています。支援を必要とする人が増える一方で支え手の割合は減少しており、地域福祉活動を含めたあらゆる分野での担い手の確保が喫緊の課題となっています。
- これまで小地域福祉活動は、対面での密度の高い交流や支え合いを前提に、高齢者や障がいのある方、子育て世帯などの見守り活動や、集まって交流することにより孤立を防ぐふれあいサロン、地域カフェ、子育てサロン等居場所づくりの活動、訪問してちょっとした困りごとのお手伝いをする生活支援活動等を中心に進められてきました。しかし、コロナ禍という予期せぬ事態により、3 密の回避やできるだけ対面を避ける方法が推奨されるなど新しい生活様式が求められており、対面・密度の高い交流を重視してきたこれまでどおり小地域福祉活動を継続することが困難となっています。
- ・しかし、外出自粛といった不活動による身体的な不調や、人との交流が減ったことによる孤立の深まり、収束の見通しが立たないなかで子どもも大人も不安が増し虐待が増加・潜在化するなど様々な悪影響を及ぼしています。コロナ禍でも3密を避けた実施方法の工夫や感染対策をするとともに、いかに活動を止めることなく「はなれても つながる」取組み、「ちいさく あつまる」取組みや「ちいさくあつまる をつなげる」取組みができるかが問われています。
- ・また、在宅勤務の普及等により、これまで地域活動に参加が難しかった勤労世代の住民が地域で 過ごす時間が増えています。こういった層に、関心を持ってもらえるような情報発信やアプロー チを行い、新たな担い手につなげるプログラムを開発・実践する必要があります。

【取組みの方向性】

①ふれあいネットワークによる平常時の見守りと災害時の避難支援との連動の強化

2017年度から校区社協に貸与されている「避難行動要支援者名簿(同意者名簿)」を活用した見守りマップ等の作成支援や、災害時に備えた平常時の見守り体制づくり、安否確認・避難誘導訓練の実施に向けた支援に取り組みます。ICT の活用をはじめ、対面以外で見守りにつながる手法の開発・普及に取り組みます。

②ふれあいサロンをはじめとする居場所づくりの強化

地域の実情に合わせた様々な世代が集う居場所づくりを支援し、顔の見える関係づくりと地域住民同士の交流を進め、孤立を防ぎます。高齢者の交流の場である「ふれあいサロン」では運動・体操を取り入れたプログラムを推奨し、介護予防機能の強化に取り組みます。コロナ禍の感染拡大状況により一時的に居場所に集まれなくなった際にも、対面ではなくても、気にかけ見守り合うことにより、電話や往復ハガキ、通信の発行等を介して心でつながり続ける取組みを推進します。

③「校区福祉のまちづくりプラン」策定の推進

地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動が展開されるよう、住民が地域の課題を把握・共有 し、目指す「地域の理想像」を実現するための具体的な活動を主体的に計画し、わが地域の地域 福祉活動計画を広く住民に周知し参加・協力を促す「校区福祉のまちづくりプラン」策定等の支 援に取り組みます。

④小地域での生活支援ボランティア活動の推進

生活上のちょっとした困りごとを抱える人を身近な地域で支え合えるよう、小地域での生活支援ボランティアグループの立ち上げや運営の支援に取り組みます。

⑤多様な主体との連携・協働の推進

公民館、福祉施設・事業所、企業、大学、NPO など多様な主体との連携・協働により、それ ぞれの強みや人材・資源を持ち寄って地域福祉活動を展開できるよう、地域と社会資源とのコー ディネートに積極的に取り組みます。

<< 事 例 >>

■地域と事業所が連携した災害時の避難訓練やふれあいサロン

早良区入部校区では、認知症声掛け訓練の実施や、各町内の「ふれあいネットワーク」等見守り活動のなかで、地域が事業所ネットワーク「さわら南よかとこネット」との連携に積極的に取り組んでいます。過去に豪雨による土砂災害があったことから防災への関心が高く、地域と事業所が協力して要支援者の避難誘導を行う避難訓練を実施しました。

コロナ禍で一時休止を経て活動を再開したふれあいサロンでは、 「さわら南よかとこネット」メンバーが感染対策を講じながら 以前のように健康体操指導などを行い、久しぶりに集まれたこと を参加者・ボランティアと一緒に喜び合いました。

■コロナ禍で集まれなくてもつながる取組み

東区香住丘校区ではコロナ禍でサロンが中止を余儀なくされるなか、サロン利用者の「ひとりで家にいると不安」という声を聞いたボランティアが呼びかけてみんなで話し合い、往復ハガキを使ってメッセージを発信し、最近の体調や近況を書いて返信してもらうことにしました。返信には「ハガキが来て嬉しかった」「早くみんなに会いたい」という言葉があふれていました。

その他多くの校区で、ニュースレターの発行や手作りマスクの配布など、地域で知恵を出し合いながら「はなれても つながる」 取組みが進められています。





000 **3 5 6** 000

■「住民活動」の価値

住民・市民が自らつくりあげてきた助け合いの理念に基づく支援の仕組みである「住民活動」は、公的福祉の代替ではなく、活動を通して孤立している人々とつながり、その人と地域社会とのつながりを修復するという住民・市民自身の活動であるからこそ可能な固有の価値・働きを持っています。

この活動は、地域にもともと存在する助け合い・支え合いとつながるものであり、また、まちづくり・地域づくりの活動とつながるものです。さらに深刻な状態にならないようにする予防機能を持つことにも注目する必要があります。

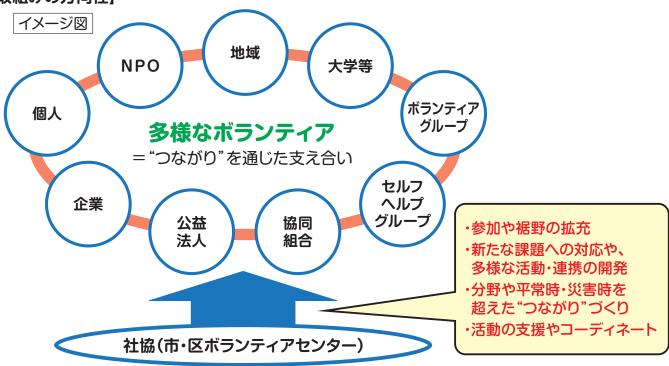
【重点項目2】つながることをあきらめない "未来のつながり" のために ~ボランティアによる社会参加の拡大~

度重なる大きな自然災害やコロナ禍での生活様式の変化などを通して、私たちはあらためて「ふだんのくらしの幸せ」や「人と人のつながり」のありがたさや大切さを痛感しました。このような時代だからこそ、人との「つながり」を通して支え合うボランティアの力がさらに重要になるのではないでしょうか。ボランティア活動には、ボランティアでしか得られない「喜び」「学び」「出逢い」があります。

【現状と課題】

- •「困りごと」が複雑化・深刻化する中で、本人や家族だけで解決することや、公的な支援・制度で対応することが難しい場合もあり、ボランティアで取り組む課題・対象は多様化しています。また、ボランティアの担い手も、個人、小学校区単位・町内単位(地縁型)の団体、テーマ型のボランティアグループ、NPO、大学等、企業、公益法人、協同組合など多様になっています。
- 担い手が多様であることは、都市部である福岡市の強みですが、一方で、活動に参加していない人、活動を知らない人もまだまだ多く、多くの活動においてボランティアの高齢化や担い手不足が大きな課題となっています。
- 精神障がいの方、認知症の方、生活困窮者、外国人の問題などをはじめ、制度の狭間にある課題や個別性・専門性の高い課題など、ボランティアによる対応やアプローチが十分にできていない新たな課題も出てきています。
- ・近年自然災害が頻発しているなか、コロナ禍においては、全国から広く災害ボランティアを募ることが難しくなっており、より身近な地域(市内や福岡県内)の中での人材確保や協力・連携が求められています。また「福祉」と「防災」という分野の枠を越えて、平常時・災害時をつなぐ取組みが求められています。

【取組みの方向性】



① ボランティアの参加や裾野の拡充

一人でも多くの市民が「自分にできること(=ボランティア)」で参加・行動すること ができる環境づくりに取り組み、担い手の裾野を広げます。

- - 【◎様々な機会・ツールを活用した活動の周知・啓発
 - ◎多様な切り口でのボランティア養成(講座など)
 - ◎働く人や退職者・シニアなど、幅広い層の社会参加 を促進する新たな活動プログラムの開発 など

②分野を越えた様々な人・団体等と協力した活動や連携モデルの開発

ボランティアセンターが持つコーディネート機能と、多様な主体が集まる都市部の強 みを活かし、福祉以外の分野(例:農業、商業、土木、防犯・防災、教育、環境、まちづ くり・都市計画など)とも連携した活動づくりに取り組みます。

- ➡例えば… (◎企業等の持つ強みや組織力を活かした社会貢献活動の) 開発(SDGsと関連付けた取組みなども含む)
 - ◎企業同士、企業・NPO と地域など、異分野の多様な主体 間で連携を図るモデル的取組みの開発や事例の共有など

③新たな社会課題への対応と課題解決力の向上

先駆性 · 柔軟性といったボランティアの強みを活かし、課題に対する解決力の強化を 図るとともに、認知症の方の地域生活を支えるなど多様な分野・領域のボランティア活 動を推進します。

- **●**例えば…
- 「◎新たな課題に取組むテーマ型ボランティアの養成
- ◎専門性が必要な課題に対応するボランティアの養成 など

④災害時のボランティアや支援活動を円滑に進めるための日頃からの備え

災害時には、個人のボランティアだけでなく、NPO・ボランティア団体や企業など、 様々な立場の個人・団体が支援活動に関わるため、日頃から行政・社協・多様な主体の お互いの顔の見える関係づくりを進め、いざという災害に備えます。

- ▶例えば… (◎災害ボランティア団体等の福岡市社協ボランティアセンターへの登録
 - ◎災害ボランティア団体等との協働・情報共有の機会づくり
 - ◎災害ボランティア団体等と地域組織との相互交流

など



<< 事 例 >>

知的障がい のある男性 高校卒業後、家に閉じこもって生活リズムが崩れてしまっていたのです が、ボランティアの方が散歩に連れ出してくれるようになり、励みになっ ています。今後は作業所に行けるようになるのが目標です。

知的障がい・発達障がいのある方への支援には、まず"障がいへの理解"が不可欠です。 障がいのあるご本人や家族、関係機関などから、福祉サービスだけでは補えない生活の困りご とや相談がボランティアセンターに多く寄せられたことから、障がいへの理解を広げるボランテ ィア養成講座を実施したところ、講座修了生によるボランティアグループ「風ふく丘 FIRST」の 結成につながり、活動や支援の輪が広がっています。障がいへの理解のあるボランティアが"チ ーム"として継続的に関わることが本人や家族への支援の大きな力となっています。ボランティ アセンターでは、今後も地域にある「困りごと(ニーズ)」に沿ったボランティア養成を行ってい きます。

【重点項目3-1】地域で芽吹いた苗を強く確かなものに 「身近なところに子ども食堂があるまち」を目指します ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (1)地域の子どもプロジェクト~

福岡市でも近年、地域に「子ども食堂」などの子どもの居場所をつくる活動が広がりを見せています。子どもの居場所は将来の地域福祉の担い手でもある子どもたちを地域全体で育む取組みであり、「子ども食堂」を一時期のブームで終わらせないことが重要です。

【現状と課題】

- ・近年、「個」を尊重する考え方・生活様式が広がるなかで、子育ては各家庭内の問題と捉えられ、血縁・地縁のつながりで子育てを助けてもらう関係が薄れていたり、悩んだときに相談する人がいない子育て世帯も増えています。また、核家族化の進行、親の長時間労働の結果、子どもだけで長時間過ごしたり一人で食事をする子どもがいたり、家庭や地域の中で多世代と交流し多様な価値観に触れることや、生活習慣や文化等を身に付ける機会が少なくなっています。
- 子どもの貧困や家庭の問題は外見では分かりにくい場合も多く、困りごとを抱えていても 支援につながりにくかったり、子どもたちが自ら SOS を出すことが難しいという課題も あります。
- ・こういった状況を地域の福祉課題として捉え、地域ぐるみで子育て・親育てに取り組むため、「子ども食堂」などの子どもの居場所をつくる活動が徐々に広がっており、福岡市社協が把握している居場所は市内50校区に56団体(令和2年10月現在)、小学校区の約3分の1に居場所が開設されています。子どもの居場所は、その運営主体や活動の内容・開催頻度等が多種多様で、食事を提供する「子ども食堂」や、ボランティアによる学習支援、料理教室など各地域の実情に合わせた活動形態で取組みがなされています。
- 行政等が実施している助成事業等を活用している団体もありますが、食材をはじめ必要な物品を購入する費用もかかるため、限られた財源内でいかに安定的に活動を継続できるかが課題となっています。その一助として、福岡市社協では令和元年度より JA 福岡市の協力を得て、直売所での販売期間が過ぎたり規格外だが新鮮な野菜等を毎週無償で提供していただき、地域の社会福祉施設を中継地点として「子ども食堂」等実施団体に寄付する仕組みを構築しています。
- ・子どもたちがそれぞれの生まれ育った環境の違いにより、進学や将来の夢などをあきらめてしまうことがないよう、住民、大学、社会福祉施設、企業、生協等様々な立場の人が協力し、地域ぐるみで子どもの育ちやその親の支援に取り組んでいけるよう、さらなる連携を進める必要があります。また、社会的養護の大きな課題である里親拡大に向け、社協とNPOとの連携により取り組み始めた啓発事業を引き続き実施していく必要性もあります。

【取組みの方向性】

① 「子ども食堂」等地域における子どもの居場所づくり支援の拡充

子どもの育ちやその親を温かく見守り支える地域づくりに向け、食事の提供をはじめ、 学習支援や多世代交流、生活・文化の伝承の場など、多様な機能を持つ子どもの居場所づ くりに取り組みます。

②子どもの居場所を多様な主体が支え応援する仕組みづくりの推進

子どもたちが安心して立ち寄り過ごせる居場所として、継続して安定的に運営されるよう、企業や大学、農協等の多様な主体との協働を進め、活動に必要な食材・資材・人材・資金等のサポートによる子どもの居場所の応援団を増やします。

③関係機関・専門職との連携による子ども・子育て世帯の SOS の早期発見・早期対応

子どもへの居場所の周知や、居場所を必要としながらも来ることができていない子ども への参加の促しなど、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化します。

また、地域でのあいさつや井戸端会議といった日常生活の中で子どもやその親の困りごとをキャッチし、情報提供や相談・助言を行うとともに、必要に応じて子どもプラザや子育て支援コンシェルジュなど子どもの支援に関わる専門職やNPO等と連携し、必要な支援につなぎます。

<< 事 例 >>

■子ども料理教室に高齢者が参加

城南区七隈公民館で開かれている「ななっこ料理道場」は、 民生委員の「家庭で十分に食べることができない子どもや孤食 の子どものために何かできないか」との思いをきっかけに有志 の地域ボランティアが小中学生を対象に始めた居場所です。 みんなで作って食べることの楽しさだけではなく、調理・配膳・ 後片付けなど生活の技術を子どもたちに伝える場となっています。



「孤食」は高齢者の課題でもあるため、高齢者への訪問活動をしている民生委員が呼びかけ、日頃子どもたちとの交流が少ない一人暮らし高齢者が参加し、子どもと高齢者とで調理の苦手部分を補い合いながら料理し、交流を楽しむ回も設けています。

コロナ禍で2020年度は一時期活動を休止しましたが、現在は3密を避け定員を減ら して再開しています。以前のように大勢で交流できる日が来るまで、「活動を止めずつなが り続けること」を大事にしながら、できる範囲で継続しています。

■地域と学校と社協と生協…子どもの居場所を協働して運営する仕組み

東区香椎浜にある「ぽてとはうす」は子どもたちが食べて遊べて自由に過ごせる居場所です。名称には「いろんなところから芽が出る『ぽてと』のように子どもたちのいろんな可能性を育てる場所になりたい…」という思いが込められています。

自宅でも学校でもない子どもたちの地域の居場所として、ボランティアは「子どもたちを怒らない…怒る前にしっかり話をきく」という共通ルールのもとで、子どもたちとの信頼関係を築くことを大事にしています。子どもたちの「ぽてとはうすがないと僕たちの居場所がなくなる!」という声や、七夕の短冊に書かれていた「ぽてとはうすがずっと続きますように」という願いに励まされながら、ボランティアは定期的に継続して居場所を開催することの重要性を実感しています。

地域が居場所を立ち上げる際には、社協とスクールソーシャルワーカーとが連携して準備を支援し、ボランティア研修などを行いました。また、取組みの趣旨に賛同した「グリーンコープ生協ふくおか」が食材の一部を提供し、組合員がボランティアとして参加しています。小学校は保護者への周知に協力、近隣の大学に通う大学生がボランティアで協力するなど、いろいろな立場の人たちが居場所の運営に携わっています。

【重点項目3-2】地域にあった買い物の仕組みづくりを支援します ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (2)買い物支援~

買い物は日常生活にとって欠かせないものであると同時に、買い物支援による交流や見守り活動は地域で行う生活支援の一部ともなっています。今後も高齢化や地域的な人口減少は続くため、日常の買い物に困る人は増えてくることが予想されます。地域によってどういう買い物の仕組みを希望するのかや企業・事業所といった社会資源が異なるため、その地域にあった買い物の仕組みを構築していく必要があります。

【現状と課題】

- ・全国で買い物弱者は約 600 万人、今後も高齢化に伴い「信号を青の間に渡ることができない」「重い荷物を持てない」虚弱高齢者の増加、バス路線の廃止や減便などの地域公共交通サービスの衰退、身近な商店の撤退による買い物環境の変化などにより、買い物弱者が増加していくことが予想されます。
- •60 歳以上の高齢者の 17.1%が日常の買い物に困っているという全国調査の結果を用いると、2020 年8月時点で、福岡市には約72,500人の買い物弱者がいる(60歳以上高齢者 100人当たりに換算すると、4.6人)と推計されます。
- 福岡市は令和元年度から福岡市社協に買い物支援推進員を配置し、区社協に配置している 生活支援コーディネーターや地域福祉ソーシャルワーカーと連携しながら、企業・事業所・ NPO等の地域資源の掘り起こしを進めています。これらの資源と地域のマッチングを行い、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物支援の仕組みづくりに取り組んできました。
- ・買い物支援の形態はさまざまで、近くにお店が来る移動販売車や臨時販売所の開設、買い物先への送迎をする買い物支援バス、家まで商品を届ける宅配・買い物代行などがあります。週に数回から月1回といった定期的な買い物支援の場は、利用者の食の確保といった生活支援の側面だけでなく、その中で行われている交流(例えばバスや買い物中のおしゃ
 - べり)、いつも来ているのに来ていない人への声かけ、利用者同士で重い荷物を届けたりといったつながりや支え合いが生まれています。地域としてもやりがいがあり、利用者としても付加価値が高い、事業者としても地域貢献のなかでも利益が出ることで持続できる活動となることがわかってきました。



・いずれの形態であっても、地域が主体となって企業・事業所といった社会資源と共に買い物支援の課題や目的などを共有し、一緒に解決に向けて取り組んでいくことが持続可能な買い物支援の仕組みに発展していくことがわかってきました。これをさらに他の地域に広げていくためには、新たな企業や事業所の開拓が課題となります。

【取組みの方向性】

① 地域での買い物支援の拡充

モデル校区で培った手法をもとに新たな地域に買い物支援を拡充していき、その地域の 特性やニーズにあった買い物支援の仕組みづくりに取り組みます。

② ふれあいネットワークやふれあいサロンといった他の地域福祉活動との有機的な連携

買い物支援の取組みは地域福祉活動の一つですが、重層的な見守りや交流といった副次的効果が見込まれ、また買い物は「出かける動機付け」になりやすく、閉じこもり防止やフレイル予防といった介護予防の効果もみられるため、他の地域福祉活動(ふれあいネットワークやふれあいサロン)との有機的な連携を図っていきます。

③ 宅配に関する店舗情報の整理とICTの仕組みづくりの検討

買い物支援だけで日常の買い物が成り立つわけではないため、食料品や日用品などを自宅まで配達されている商店の情報を載せた「買い物支援ガイドブック」の整備を引き続き行っていくとともに、高齢者にも使いやすいICTの仕組みづくりについて企業等と検討を行っていきます。

④ 協力企業・事業所の開拓

買い物支援を広げていくためには協力企業・事業所の開拓が必須で、区社協に配置している生活支援コーディネーターや地域福祉ソーシャルワーカーと共に資源の掘り起こしを進めます。

<< 事 例 >>

■移動販売のなかで



美和台校区では、毎週木曜日は筑前はかたや、毎週金曜日は㈱大輝の 移動販売車が校区内を回っています。

回数を重ねていく中で、「今日は〇〇さん来てないね?声かけに行ってみよう。」「〇〇さん一緒に帰ろう。荷物持っていくよ。」といった地域のボランティアや利用者同士のつながりがこの買い物を通じてさらに強まり、ささえあいとなっています。

また、事業者と地域住民も顔なじみになり、お互いに「ありがとう」 と声を交わしたり、「また来週」といった売り手と買い手のふれあいもできつつあります。

利用者からは「自宅近くまで来てくれるので助かってます。」、立会いボランティアからは「買い物に来た方の様子が知れ、安否確認につながっています。」といった声が寄せられています。

■地域・企業のお互いが買い物支援を支え合う



下月隈団地自治会では、2020年2月より臨時販売所の開設に取組み、月2回ふれあいサロンの終了時間に合わせて㈱大輝が実施しています。

地域のボランティアが設営準備を手伝ったり、自治会からの 100 円とサロン参加費 100 円を財源にした臨時販売所で使用できる 200 円のお買物券をサロン参加者に配付するなど、臨時販売所の利用促進に自治会が協力しています。

(株)大輝としても、利用者が楽しんでサロンに参加し、臨時販売所を利用できるようにバナナのたたき売りや当たりくじのイベントを企画したり、サロン内で商品の紹介を行ったりと自治会と話し合いながら様々な工夫をしています。お互いの協力体制づくりが「持続可能な買い物支援の取組み」を支えています。

【重点項目3-3】最期まで自分らしく暮らすための備えをサポートします ~社会課題解決モデルの開発と拡充 (3)「終活」支援~

人生の最期のときは万人に訪れます。"そのとき"と向き合い、受け入れていく過程は、 その人らしい人生とは何かを象徴する実りの収穫期といえます。

その実りをより豊かなものとするために、終活サポートセンターでは人生の仕舞い方について考えるきっかけをつくり、それぞれのニーズに合わせた支援や情報提供を行います。そして誰もが自らの老後を見つめ、必要な備えを行うことにより、自分らしい高齢期を送ることができる社会を目指します。

【現状】

終活は「縁起が悪い」ものでもなければ、「自分には関係がない」ものでもありません。いつ訪れるかわからない、誰にでも訪れる死に向き合う終活は、今をよりよく自分らしく生きる処世術です。しかし、未だに「死について考えること」をタブー視する風潮もあります。身内に迷惑をかけないための消極的な「終活」から、誰もが多様な縁の中で自分らしく生きる積極的な「終活」へと、意識を変えていく必要があります。

【課題】

終活についてのマイナスイメージに対する「社会意識の変容を促す」取組みが必要です。加えて、特に「身寄りのない方」については次のような課題があり、それらに対応するための「社会の変化」が求められます。

① (連帯) 保証

→極度額設定(※)が義務化された改正民法の浸透などにより、各種契約時に「(連帯)保証人」の指定を前提としない商慣習を拡げる。

②医療同意

→終末期を含め、意思決定ができなくなった時に備え、どのような医療やケアを望んでいるかについて本人自ら考え、家族・医療者・介護者等と話し合い、自らの意思として決定したこと、本人に 代わって意思決定する人などを文書に残しておく取組みを推奨する。

③金銭管理

→「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」といった制度事業の拡充に加え、「後見制度支援信託(※)」などの民間サービスを周知する。

4死後事務

- →第三者が死後の手続きを担うことへの社会的理解の浸透と、その受任者の拡大を図る。
 - (<u>※)極度額設定</u>:(連帯)保証人が負担しなければならない未払い家賃等債務の限度額をあらかじめ決めておくこと。 (<u>※)後見制度支援信託</u>:後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払に必要十分な金銭を預貯金 等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み。

【取組みの方向性】

- ・「終活相談」や「終活出前講座」を通じて、「備え」がその後の「安心」や「豊かさ」を生むという 考え方と、その具体的方法の周知を図ります。
- •「終活サポートセンター」で実施している「ずーっとあんしん安らか事業」「やすらかパック事業」 という2つの死後事務委任事業を拡充していくこと、また、その契約者の生活に寄り添うことか ら見えてくる「制度の狭間」の問題把握に努めます。
- このようにして把握した課題を解決する事業開発や、「身寄りのない方」同士が繋がり、新しい関係性により助け合う仕組みづくりにより、その人らしい尊厳ある高齢期の生活環境を構築していきます。

【参考】2019 年度終活サポートセンター相談実績 852 件

主な相談内容: 死後事務委任 622 件 (重複あり) 相続・遺言 174 件 葬儀・納骨 164 件 意思決定 146 件 認知症・保証・終末期 124 件



終活出前講座の様子

<< 事 例 >>

■女性(71)独身

- ・親族は姉とその子(甥)がいるが、30年来音信不通
- 自身が死亡した時に葬儀や納骨を頼める人がおらず、周りに迷惑をかけるのではないかと心配
- ・認知症を発症した時の財産管理が不安
- ・自身の遺産は、親族への相続だけではなく、一部は、世界中の子どもの貧困問題に取り組んでいるNGOに使ってほしい
- 元気なうちは地域活動に取り組み、「生きがい」を見つけたい

■支援内容

- 「やすらかパック事業」契約締結
- 契約中の意思能力低下時に、財産管理等を行う「法人後見事業」を説明
- ・自筆証書遺言の作成を支援し、希望するNGOへの遺贈を記載
- 区社協が、校区の「ふれあいサロン」のボランティア活動をコーディネート

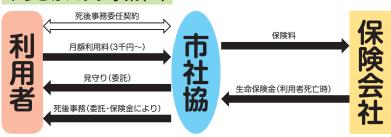
■契約後の声

「65 歳の定年後、閉じこもりがちな生活を送っていたが、将来への備えが整ったことで不安感が解消し、前向きになれた。ボランティア活動により友達も増えて嬉しい。」

ずーっとあんしん安らか事業(※)



やすらかパック事業(※)



(※)ず一っとあんしん安らか事業:あらかじめ預託金を預かり、契約者が亡くなった時に預託金額内での葬儀・納骨・公共料金等の清算や家財処分等の死後事務を行う事業

(※)やすらかパック事業:契約者は月額の利用料を支払い、亡くなった時に保険の仕組みを利用し、福岡市社協が委託した業者が死後事務を行う事業

【重点項目3-4】地域生活課題の解決に向け、強固で柔軟な事業連携・組織連携を図ります ~社会課題解決モデルの開発と拡充(4)社会福祉法人等とのさらなる連携・協働~

私たちの住む地域には特別養護老人ホームや保育所など社会福祉法人等が運営する様々な福祉施設があります。近年、福祉施設や事業所が地域貢献に取り組む事例が増えてきています。地域生活における様々な福祉課題の解決には、これら地域の福祉拠点である施設等との連携、協働が欠かせません。

【現状と課題】

- ・これまでも社協は、福祉施設・事業所、あるいは福祉施設・事業所等の地域ネットワーク 組織との連携により、買い物・移動困難者支援や認知症高齢者発見時の相談対応、子ども 食堂に提供される野菜等のストックヤードとしての支援など様々な地域生活課題の解決 や、ゴミ屋敷といった制度の狭間の課題に取り組んできました。
- 私たちの住む地域には種別の異なる福祉施設・事業所が点在しており、福祉の専門職が常駐している社会資源と言えます。個々の福祉施設・事業所には子ども、母子、障がい児者、高齢者、生活困窮者など様々な支援対象がありますが、全世代(ゆりかごから墓場まで)に対する福祉サービスを網羅的にカバーできる拠点であり、地域共生社会の実現に向けた地域生活課題を解決するためになくてはならない存在です。
- ・一方で、福祉系の大学・専門学校等で専門資格を取得した学生が福祉以外の一般企業に就職する例も少なくないなど、福祉・介護の需要に反して、供給側の人材確保が課題となっています。また、近年、介護分野では外国人の介護人材が増えており、重要なマンパワーとして地域の福祉・介護の支え手となっている一方で、文化や習慣の違い等から地域生活を送る中で地元住民等とトラブルとなることもあり、地元住民に地域の一員として受入れてもらえるような「つながり」をつくる仕組みづくりが求められています。
- このような「福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)」「地域共生社会の実現に向けた種別を超えた連携支援」「災害対応に係る連携体制の整備」等に対応していくための連携方策の一つとして、「社会福祉連携推進法人」(社会福祉法人を中核とする非営利連携法人)の設立が改正社会福祉法に位置づけられました。

【取組みの方向性】

①事業連携の拡充

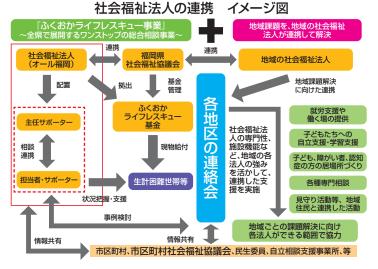
買い物支援、移動支援や認知症高齢者発見時の相談対応、ライフレスキュー事業など、 課題解決につながる事業の協働による連携を、より強固に、より柔軟に進めていきます。 福祉施設・事業所はより感染リスクの高い方々を支援している場であることから、事業 連携の際には特段の感染防止策を講じて実施します。

②組織連携の拡充

社会福祉法人等が連携やネットワーク化を進め、規模のメリットを出していくことにより、「運営の効率化やサービスの質の向上」「人材育成に向けた取組み」「経営基盤の強化」を図るとともに、種別協議会等の業界団体や関係機関等と連携し、福祉・介護の仕事の魅力を発信し、担い手の確保につなげます。また、外国人介護人材と地域住民等が交流する場づくりを支援し、慣れない生活で困りごとを抱える外国人を地域の一員として見守り助け合える地域づくりを支援します。

<< 事 例 >>

■ふくおかライフレスキュー事業≪スキーム図≫



【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉 法人が拠出した基金を活用し食糧支援や ライフラインの復旧等、経済的援助(現物 支給)を行う点に、この事業の特徴があり ます。

≪支援事例≫

単身で身寄りがなく行政・支援機関の支援を拒否し、ゴミが散乱している部屋で立ち上がれないほど衰弱している高齢者を心配し、民生委員やいきいきセンターが見守り訪問をしていたが、お盆期間に見守りが途切れる期間ができてしまうことから、行政から区社協に相談が寄せらせました。区社協より「ふくおかライフレスキュー事業」参画法人に相談し、参画法人の専門職とチームで支援することとなり、高齢者支援のスキルを持つ専門職が施設で作ったお弁当を持って訪問し安否確認するなど粘り強く寄り添い支援を続けた結果、支援を頑なに拒んでいた本人の気持ちに変化が見られ、医療や介護サービスにつなげることができました。

■福岡市社協が取り組む外国人支援

外国人支援の問題に、地域福祉としてどう取り組んでいくのか、明確な展望を見出すことができていないのが現状ですが、外国の方が日本の地域人、住民として地域に受け入れられる土壌をつくっていくこと、外国の方が地域社会に愛着を持ち「日本に暮らしてよかった」、そこに住む地域の人も「いい仲間ができた」と言えるような風土づくりの取組みを当面の目標として進めます。

≪草の根交流プロジェクト≫

※令和2年度に福岡市より「外国人介護人材 草の根交流プロジェクト」実施事業を受託、コロナ 禍により規模を縮小して試行的に実施。令和3年度以降も継続実施を予定している。

①事業の目的

福岡市内の事業所・法人で働く外国人介護人材と、それを取り巻く地域の住民等との草の根交流事業の実施を支援し、互いに顔が見える関係づくりと、外国人をまち全体で温かく受け入れる環境づくりを行うことにより、当事者の思いを大事にしながら地域の異文化理解・共生の促進と、外国人材の福岡への定着(福岡ファンづくり)を目指します。

外国人介護人材の地域での孤立を防ぐという課題は、受け入れている事業所に共通の課題であることから、実施にあたっては事業所単位ではなく近隣エリアの複数の事業所が法人の枠を超えて連携・協働するスタイルを想定しています。

②実施内容の例

- 「ふれあいサロン」に外国人介護人材を体操講師として派遣
- 外国人介護人材を講師に公民館等で地域住民を対象とした料理教室を開催
- 地域の祭り等に近隣事業所の外国人介護人材が母国文化を紹介するブースを出店

【重点項目3-5】よりよい社会をつくりたいと願う有志の結集を図ります

~社会課題解決モデルの開発と拡充

(5)「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり~

少子高齢化の進行や富の偏在による貧困層の拡大などに起因する、社会課題の多様化は世界 規模で待ったなしの状況です。将来の社会を「持続可能」でよりよいものとするために、個人 や法人に関わらず、社会全体の知恵・人材・資源を組み合わせて対応しなければなりません。

「ファンドレイジング」とは、民間非営利団体が活動のための資金を個人や法人などから集める行為の総称です。狭義には「寄付金集め」のみを指すこともありますが、より広義に補助金や助成金、事業収入の確保のほか、想いのある人材や社会資源を掘り起こし結びつける基盤形成を推進するものと捉えます。

【現状と課題】

今後、さらなる高齢化の進行や世帯の単身化により、医療、保健、福祉、介護等に関する需要は確実に拡大し続ける一方、コロナによって奪われた雇用、所得、消費を取り戻すことは容易ではなく、コロナが収束しても経済をV字回復させる見通しが持てません。このような状況下、社会課題解決の仕組みづくりにおいて公費財源を手立てすることが厳しさを増すなかでは、事業・活動の性格や内容、規模等により、公費財源、民間財源、事業財源等を総合的に検討する必要があり、「ファンドレイジング」の視点と手法が欠かせません。展開にあたって社協には、あらゆる関係者の参加を促す連携と協働のプラットフォーム(※)としての役割が求められます。

(※)プラットフォーム:基本的に出入り自由で、共通の目的達成を目指した構成員による、緩やかな連携基盤

【取組みの方向性】

①多様な寄付の手法の開発と実践

• マンスリーサポーター

マンスリーサポーターとは、ユニセフといった国際的非政府組織等が導入している、毎月 定額をクレジットカード払いや口座引き落としにより寄付する仕組みです。マンスリーサポーターによる寄付金は、不定期の寄付や遺贈よりも収入の見込みが立てやすく、予算化しやすい組織運営上「当てになる財源」となります。この点を市民に十分理解いただいた上で、推進していきます。広報は、ホームページやWebを中心に行っていきます。

• 遺贈

自身の死後、残余財産(遺産)を、遺言を書いておくことにより指定した法人に渡すことができます。弁護士・司法書士等士業との連携の深化、「終活サポートセンター」の相談機能強化や「死後事務委任事業」の推進、「西日本シティ銀行との連携協定」といった金融機関との「信託」などを起点にした協働などにより、さらなる獲得の強化を図ります。

・クラウドファンディング

目標額や募集期間を定めたうえで、Web上にて寄付を募る手法です。例えば、「子ども食堂の開設資金」「見守りアプリの開発費用」といった、個別企画のスタートアップに係る資金調達に強みを発揮し、ホームページやSNSを通じてデジタル上で情報を拡散できるため、課題の啓発や事業周知にも役立ちます。

・寄付つき商品(コーズマーケティング)

企業等の商品やサービスの売上の一部を寄付していただくものであり、企業等と事前に覚 書を交わします(2021年7月末現在 14社契約)。企業等にとっては、そのサービスや 商品に「社会貢献型」という付加価値がつくことにより、CSR(企業の社会的責任)活動 の一つとなります。以下の、SDGs(※)を接点とした企業との連携も活用し、拡大を図 ります。

•「SDGs実践プラットフォーム」の構築

今後の福祉政策の基本方針である「地域共生社会の実現」と、かつてないほどの企業の社 会貢献意識の高まりを動機付けている「SDGs(持続可能な開発目標)」が目指す「誰一人 取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」とが軌を一にしていることを捉え、企 業等との連携による社会課題解決モデルを社協が考案し、協働を働きかけていきます。各法 人が、「人・物・金」といった基本的な経営資源に加え、「情報・技術・人脈・信用性」など も寄せ合い具体的な事業を起こしていく基盤として、「SDGs実践プラットフォーム」を構 築します。

②ファンドレイジングを行う意義

単純な事業財源の確保策という枠を越え、「社会を変えるための仲間集め」という文脈から 捉えていきます。1人からの1万円より、100人の100円が集まった1万円の方が、「社 会を変える力」はより大きいという発想です。「社会課題を自分事と考え、その解決の当事者 になる」ことがファンドレイジングであるという認識を拡げ、特に、寄付者への事業(成果) 報告に力を入れていくことで、課題解決のプロセスの共有を図ります。そのことは、同時に 寄付の継続率向上に繋がります。

③ファンドレイジングの基盤整備

ファンドレイジングの「倫理マニュアル」や「機密情報管理マニュアル」を策定し、それ らの確実な運用により適正な事務処理を行います。

寄付者(候補者含む)情報を一元的に管理する「データベース」を構築し、職員間での情 報共有を徹底します。また、各人の関心に合わせた適切なアプローチ(例:終活セミナーや ボランティア講座の案内等)も行い、本会との関係性を深めることにより、マンスリーサポ ーターへの協力(新規・継続)を働きかけていきます。

■※SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された国際目標のこと。2016年~2030年までの 期間で達成を目指す持続可能な開発目標を示し、17の大きな目標と169の具体的ターゲット から構成されていますが、前文には、「誰一人取り残さない世界を目指す」という思想が掲げられ ています。テーマを括ると、「健康」や「福祉」をはじめ、「環境」「平和」「貧困」「平等」など、 各目標は極めて壮大で崇高であり、従来の取組みの延長線上では到達できないため、様々な構成 要素が複雑につながりあった「社会システム」の変革が求められています。

■SDGsプラットフォーム形成協定

SDGsをテーマとした企業の社会貢献活動を総合的に 支援する「SDGs実践プラットフォーム」構想は、2020 年の一般社団法人ふるさと創成の会との「SDGsプラット フォーム形成協定」により、実践段階に入りました。

両者は、「子どもの居場所を社会的インフラに 1 校区 に 1 か所」を今後の目標として掲げました。



【重点項目4】無縁社会に新たな縁をつくり、「個人の尊厳」と「その人らしさ」を支えます ~権利擁護事業の拡充~

超高齢社会の進展により、今や認知症は誰にでも起こり得る病気です。また、うつ病、不安障がい、統合失調症などの精神疾患を有する人も近年大幅に増加しています。

また、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の中には、自身の判断で福祉・医療のサービスを利用したり、預貯金の引き出しや支払いなどの金銭管理を行うことが難しい人もいます。このような人々の権利と財産を守り、安心して生活を送ることができるよう支援する仕組みとして「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」があります。

【現状と課題】

判断能力が低下しても、「自分らしく生きたい!」と願う気持ちは人として当然であり、 決して侵されてはならない「個人の尊厳」に通じるものです。「日常生活自立支援事業」や 「成年後見制度」は、これらの人々の「尊厳」を守り、本人の意思決定を支援する制度です。 しかしながら、制度の運用面では以下のような課題も抱えています。

- •「日常生活自立支援事業」では、サービスを必要とする方々の人数に対して、支援体制が 十分に追いついておらず、初期相談から契約までに一定の待機期間が生じています。また、 本事業の「金銭管理サービス」に対する期待が非常に大きく、債務整理や経済的虐待への 対応といった本事業の支援範囲を超える対応を求められるケースも少なくありません。
- •「成年後見制度」では、制度の普及啓発や相談支援体制、利用者の生活課題に対する適切 な後見人等を選任する仕組みが十分とは言えず、利用者が制度利用のメリットを実感しに くい運用となっている点が指摘されています。国は成年後見制度の利用促進を図るため法 律を作って、市町村に対し基本計画の策定や地域連携ネットワークの整備を求めています。
- 福岡市社協では、契約に基づく日常生活自立支援事業での対応が難しくなった利用者を成 年後見制度につなぎ、社協が後見人等として継続的に支援する仕組みとして「法人後見事 業」に取り組んでいます。法人後見の実施にあたっては、福岡市が実施する「市民後見人 養成研修」(本会で受託)を受講した市民に後見業務の一部を担っていただき、市民なら ではの視点や気づきを大切にした後見活動を展開しています。
- 今後、成年後見制度の受け皿を拡充する観点や身上の保護を重視する必要性等から、「市 民後見人」の活躍が期待されるところですが、福岡市では市民が家庭裁判所から単独で後 見人等に選任された実績はまだありません。地域共生社会の実現の観点からも、市民後見 人が公的なバックアップのもとで本人に寄り添った支援が実現できる体制づくりが求め られます。

【取組みの方向性】

①持続可能な日常生活自立支援事業の実施

本事業を必要とする方に迅速に支援が行き届くように人員体制の強化及び財源の確保に努めるとともに、事業運営における業務の効率化と人材の育成に努めます。また、本事業の利用について相談が多く寄せられる福祉・医療及び行政等の関係機関に対して、本事業の適切な理解の促進を図ります。

②利用者がメリットを感じられる成年後見制度の利用促進

国の成年後見制度利用促進基本計画を受けて、福岡市では成年後見制度利用促進のための中核機関の整備やその運用に向けた取り組みを進めています。本会も権利擁護を推進する機関の一員として、関係団体と連携しながら、利用者がメリットを感じられる成年後見制度の体制づくりに寄与していきます。

③本人を中心とした関係機関の連携・チームによる支援

国の基本計画が示す「地域連携ネットワークづくり」に関して、本人を見守る「チーム」による支援が強調されています。法人後見事業においては、本人の親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等がチームとして本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握しながら後見業務を実践していきます。また、限られた人員体制で事業を継続するために、チーム内での役割分担を適切に行っていきます。

④法人後見の推進と市民後見の充実

福岡市社協の法人後見の特徴として、「法人としての組織的対応」「日常生活自立支援事業と連動した一体的な支援」「地域福祉の視点を重視した市民による後見活動」などがあげられます。後見制度の担い手として法人後見に寄せられる期待も大きいなか、受任体制を強化するため後見業務の一部を担う「市民参加型後見人」の人材育成を強化します。また、将来的には家庭裁判所による単独での「市民後見人」の選任が実現できるよう関係機関との協議を進めます。

<<事 例 >> 社協が日常生活自立支援事業と成年後見制度で支援した事例

<u>Aさん(80代)</u>持ちマンションで一人暮らし

認知症があるAさんは、通帳を紛失しては銀行で再発行をくり返し、銀行からは「これ以上の再発行はできない」と断られてしまいました。担当のケアマネジャーから社協に日常生活自立支援事業の相談があり、Aさん宅を訪問すると布団の下から本人が失くしたと話していた通帳が複数出てきました。郵便物の管理もできていない様子で手続きが滞っている書類も含まれていました。

社協で通帳と印鑑をお預かりしてご本人に代わって出金や支払いのお手伝いを行う「日常生活自立支援事業」の契約をAさんと社協とで交わし、支援を開始しました。

契約して約1年後、Aさんは外出中に自宅に戻れなくなり警察に保護されてしまいました。夏の暑い日で熱中症や脱水症も心配されました。Aさんと関係者で何度も話し合った結果、施設に入所することとなりました。この段階ではAさんの認知症もかなり進行しており、契約に基づくサービスを継続することが難しくなってきたと同時に、入所契約手続きや入所後のマンションの管理など、日常生活自立支援事業の範囲を超える支援が必要となりました。

そこで、Aさんに成年後見人をつける手続きを行うこととなり、本人とのこれまでの関係性を考慮して福岡市社協が後見人に選任されました。家庭裁判所の監督のもと施設入所の代理契約や不動産の売却等を行い、施設スタッフとも情報を共有しながらAさんにとって過ごしやすい環境づくりを行いました。現在、市民後見人養成研修を受講した「市民参加型後見人」が月2回程度施設を訪問し、Aさんの健康状態の確認や施設での様子を聴き取り、社協に報告していただき、専門員とともにAさんらしく生きるために寄り添っています。

【重点項目5】「住まい」と「日常生活支援」の一体的提供を軸に、安心の実現を目指します ~居住支援の推進と空家・空室の活用~

「住まい」は生活の基点となるものです。誰もが安心して生活できるようにするため、 「住まい探し」の支援や、「住み続けるために必要なサービス」の一元的な提供、調整が求められています。また、空家・空室を利用して気軽に集まれる居場所や生活支援サービスを 提供する活動の場など、住まいの身近なところで生活を支える拠点づくりのニーズも高まっています。

【現状と課題】

ご自身が高齢になり、もしも住んでいるアパートが老朽化して立ち退きを求められた場合、すぐに新しい転居先を見つけられるでしょうか。

核家族や未婚の方が増えている今、頼れる親族のいない高齢者等が増加しています。入居にあたり (連帯)保証人や緊急連絡先を求める商慣習などのため、住宅を見つけることが難しい方々が増えています。

他方、人口減少による空家・空室の増加にともない、使い手の見つからない物件も増えています。背景には、①世帯構成の変化など社会実態に適合しなくなっている連帯保証人といった「法律の問題」、②セーフティネットとなるべき公営住宅の不足などの「住宅の問題」、③高齢や障がい、低所得などの属性によって細分化された「福祉の問題」、この3つが絡み合っています。そのため「空いている部屋に住みたい方」と「使い手の見つからない物件」の両方が増えるというミスマッチが起きているのが現状です。

また、今の住まいに住み続けるには、近所の方とふれあえる居場所や、介護サービスをはじめとした生活支援を行う事業所が身近な場所にあることも必要になります。しかし、住宅密集地ではこれらの拠点となる物件は見つかりづらく、新設した場合の初期費用の負担も拠点づくりのハードルとなっています。

このような現状を踏まえ、住まいに関する課題を整理すると次のようになります。

- (連帯) 保証人や緊急連絡先の不在、孤独死への懸念などによって入居を拒否されること
- ・入居後の生活を支える人やサービスが身近にないこと
- ・住人がいなくなった後の空家・空室化
- ・高齢者等の増加による公営住宅のみでない民間も含めた重層的な住宅セーフティネットの必要性
- 耐震性や消防設備など、特に住宅を別の用途に使う際の改修の必要性やその費用負担
- ・法律・住宅・福祉といった複数の領域を横断した制度が整備されていないこと

【取組みの方向性】

福岡市社協が取り組む居住支援には、住まいから始める支援という発想と、「『住まい』と『日常生活支援』の一体的提供による安心の実現」という戦略的な目標があります。

①「断らない相談窓口」の運営

「住まい・まちづくりセンター」において、部屋探しから入居中の生活の困りごとまで、住まいに 関する多岐にわたる悩みに「断らない相談窓口」で応えていきます。

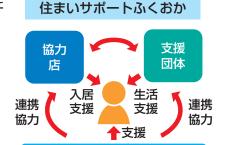
②「住まいサポートふくおか」による住替え支援の実施

民間賃貸住宅への住替えでお困りの高齢者や障がい者などから相談を受け、住替えに協力的な不動産事業者である「協力店」に物件紹介を依頼し、見守りなどの入居支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム(※)」と協働することで、安心して住み続けられる住環境を提供します。

(※)プラットフォーム:基本的に出入り自由で、共通の目的達成を目指した 構成員による、緩やかな連携基盤

〈参考〉住まいサポートふくおか 事業実績

		2019 年度	事業開始からの累計(2014年度~)
Ī	成約件数	39件	243 件



福岡市居住支援協議会

③居住支援法人

外国人・子育て世帯・LGBTなど、住まいをなかなか見つけられない方々がいます。不動産事業 者や法律等の専門家、行政など居住支援に関わる団体等と協力し、誰もが住まいに困ることのない 「住まいのセーフティネット」を構築していきます。

④制度の狭間を埋める社協ならではの分野横断的な役割の実践

社協には、取組みの公共性の高さやネットワークの幅広さから、居住支援に関係する多業種・多領 域の組織や団体をつなぐ役割が求められています。「住まい」を基点とした「多分野協働のプラット フォーム」を形成し、制度の狭間で取り残されている人がいないか、狭間を埋める手段はないかを 常に検証し、居住支援策を展開していきます。

⑤空家を福祉活用する「社会貢献型空家バンク」

空家・空室を、地域カフェや子ども食堂、福祉サービス事業所などの身近な活動拠点として再活用 し、「地域の財産」とします。「増え続ける空家の有効活用」と「身近な場所での拠点確保」という 両方の課題を、司法書士・弁護士・建築士・税理士など各領域の専門家とともに同時解決していき ます。

<< 事 例 >> 『空家を地域の宝に!野芥フリーハウス』

〈相談の背景〉

- 民生委員が所有する空家で、自身が所属するNPO法人の事務 所の移転を検討している
- 丘陵地の住宅街に住む高齢者や子どもたちは、公民館までは国 道を渡ったり坂道を越えなければならず困っている
- 現在の活動場所を移転させないといけない子ども食堂がある。

〈支援内容〉

- 大家である民生委員・NPO法人の担当者・子ども食堂の代表 者で、活用方法を協議
- NPO法人と子ども食堂の共同利用に対応する契約書類の作成
- 地域団体等への事業周知
- ・オープン記念イベントの企画・開催協力

〈結果・効果〉

- NPO法人と子ども食堂によるシェアオフィスとして活用
- 月1回子ども食堂を実施NPO法人が勉強会を開催
- ・地域住民が会合の場として活用 など



野芥フリーハウスの外観



オープン祭での一コマ

【重点項目6-1】個人情報に過剰に反応せず、適正かつ有効な活用をすすめます ~地域福祉を推進するための基盤づくり(1)個人情報の保護と活用~

地域の活動では、個人情報に過剰に反応することもなく、本人の生命や身体の安全を守るため、地域の 人たちの合意に基づき、ごく自然に個人情報が適切に、そして有効に活用されている。そんな支え合い・助け合いの活動の日常を目指します。

【現状と課題】

- ・福岡市・区・校区社会福祉協議会、福岡市、福岡市民生委員児童委員協議会の3 者連名で発行した冊子「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針 ―個人情報 守って 使って 信頼で築く地域福祉活動―」の周知を図り、個人情報に関する地域での学習会に対し、指針の作成に携わった大学教授と弁護士を市社協が講師として派遣する出前講座を、2016 年度から開催しています。
- ・毎年、校区社協、校区自治協(自治会・町内会)、民生委員等の地域の活動者を対象とした学習会が数か所で企画され、講師には事前に開催地域の福祉活動の現状等の情報を提供し、講座終了後には必ずアンケートを行い、その結果を講師にお返ししています。アンケートの結果では、「もっと難しいものと思っていたが、話の内容は分かりやすかった」「個人情報保護法の理解が間違っていた。縛られすぎて活動がせばめられていた感がある」などと、講座はおおむね好評ですが、やはり、「個人情報の扱いは難しい」「わかったようで、わからない気がします」「スッキリというわけにはいかない内容なので、少しずつ考えたい」など、個人情報というテーマのハードルの高さを感じさせる意見や感想も毎回寄せられます。
- ・課題は2つあります。1つは、個人情報の正しい理解を<u>普及</u>することです。もう1つは、地域の関係者による個人情報取扱いのルールづくりを進めることです。

【取組みの方向性】

①個人情報の取扱いは、ますます重要になります 取り組みを強化します

現在、校区社協、自治協、民生委員の3者が、福岡市から避難行動要支援者名簿の提供を受けていますが、令和3年3月に「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」が制定され、情報を開示することに対して「同意しない人」を除き、「同意した人」と「同意・非同意の意思表示をしなかった人」を登載した名簿が作成されることになりました。この「推定同意方式」の採用により名簿登載者は増えますが、「同意・非同意の意思表示をしなかった推定同意者」の中には一定数の同意拒否者が含まれていることが推測されます。自然災害が多発し、平常時の見守りと災害時の避難支援の連動(第5期計画の重点項目である「小地域福祉活動の推進」でも、取組み課題として明記している)がより重視され、「推定同意方式」の導入、加えて、コロナ禍で避難のあり方も大きく変わるという状況下では、個人情報の取扱いに関する取組みを強化することが求められます。

②学習活動は大事です 出前講座は、継続して開催します

どのような状況下であっても、住民主体の地域福祉活動にとって個人情報の扱いは避けては通れない ハードルであることには変わりはなく、好評価を得ている出前講座は有用であることから、個人情報の 正しい理解を促し、適切な保護と活用を図る基盤をつくる学習活動として、継続して開催します。

③新たに、ハンドブックを作成します

「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」は、地域の活動者が認識の共有を図るための話し合いや、取扱いのルールづくりを行うための参考、「討議資料」として作成したことから、初版ということもあり、落ちがないよう内容は網羅的で、65ページと分量も多く、正しい理解を<u>普及</u>するための教材としては難があります。新たに作成するハンドブックは、出前講座用として講師が作成している説明資料をベースとして、個人情報を正しく理解することに主眼を置いた内容に焦点を絞ったものと、ワークシート方式で作成している指針の第4章「地域福祉活動における個人情報取扱いのルール」を再編成し、地域のルールづくりに導くものとの2部構成で編集します。

④地域の関係者による個人情報取扱いのルールづくりを進めます

出前講座を初回とし、連続講座を開催することにより、地域のルールづくりを進めます。実施方法は地域との話し合いによりますが、ルールづくりに求められるのは、誰にどのような事態が起きた場合、本人の同意を得ずに情報を共有するのかについての地域の人たちの合意です。例えば、"児童虐待が疑われる場合"、"認知症高齢者が徘徊しそうな場合"、"虚弱な一人暮し高齢者の不慮の事態の発生(自宅の中で倒れている可能性など)が予見できる場合"等を、どのような基準・具体的な根拠をもって、誰が判断するのかを、地域で決めておくことが肝要です。「同意を得ることは実情に合わないケースもあることから、あまり厳格に守る必要はない」といったことを共通認識とするというレベルでは、不十分です。



私たちが普及したい個人情報の正しい理解

- 個人情報保護法は、「個人の権利権益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図ることを目的とした法律です。保護だけを目的にしていないことに留意してください。
- 「誰が」・「何のために」有効活用したいのかが重要です。「企業が」・「利益追求のために」活用したい場合と、「地域福祉活動の実践者が」・「地域住民の権利を守るために」活用したい場合では、自ずとバランスの図り方が異なります。
- 一「個人の権利権益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図ることは、同じ人が持っている 複数の権利が衝突するという事態を意味しています。憲法13条で保障された人権(幸福追求権、プ ライバシー権、自己決定権といった人格権)と、憲法25条で保障された生存権のバランスを図る行 為とも言えます。
- 個人情報保護法は、個人の情報を社会が適切に扱うことについて、「自己情報コントロール権」の 考え方に基づき、本人の意思、自己決定を基本にして、適切な調整を図ろうとしたもの(原則:要同意、例外:同意不要)です。ただし、社会生活をする以上、人と人とのつながりは不可欠です。特に、 支援を必要とする人については、個人情報が第三者に提供されることはその前提をなします。
- 個人情報の保護が、「人々の安心した暮らし、ましてや生命、身体、財産などの保護」に優先することはありません。
- 本人の生命・身体の危険を守るために、あらかじめ本人や家族の同意を得ずに個人情報を第三者に 提供したとしても、後々訴えを起こされても、損害賠償が発生する可能性はほぼありません。
- 助け合い活動や地域福祉活動を進める際に個人情報の有効活用をどう図るかは、法律で決められるものではありません。地域の特性に応じて、地域の主体者である住民の皆さんが決めるしかありません。

コロナ禍で変わる避難のあり方を念頭に置く必要があります

感染リスクがある状況では、避難の方法を変えなくてはなりません。これまでのように災害発生時に 開設される公的避難所一辺倒では、避難所での3 密(密閉・密集・密接)は避けられません。「在宅避難」 「分散避難」「車中泊」といった避難所以外の避難を選択する人が増えることが想定されます。その際の 避難者の情報収集は課題です。

【重点項目6-2】多様性を尊重する共生型地域の実現に向けた福祉教育を目指します ~地域福祉を推進するための基盤づくり(2)福祉教育の推進~

地域共生社会の実現に向けた実践の活性化を図り、その基盤を醸成していく取組みとして、「共生の思想」を定着させ、「個人の尊厳」を守る社会への転換に資する福祉教育を展開します。実践の活性化と福祉教育の展開に共通のテーマは、「社会的孤立や孤独に向き合い、『社会的つながりが弱い人』に着目し、違いを認め合い、相互に支え合うことができる関係性をつくること」と、「支援を要する人がさまざまなサービスや活動につながりやすく、助けを求めやすい環境をつくること」です。

【現状と課題】

〇 不寛容な社会の広がり

- •精神的に追い込まれて休職する人を笑いものにしたり、休職している人の SNS を監視する人が現われるなど、弱者を叩く社会の空気感が強まっています。今現実に起きている出来事に対する自分の感じ方や考え方を見つめ直し、自分自身を振り返り続けることが大切です。「分かっているつもり」は実は危うく、「無関心こそが、差別と排除を助長する一番の曲者で怪物」であることを肝に銘じる必要があります。
- ・他人のいい面を認めず、小さな失敗などをことさらとがめだて、異質な者を排除することに腐心する風潮が広まっているという声を聞きます。このような不寛容な社会は、福祉的価値観の対極にあり、私たちが目指す「地域共生社会」の実現とは相容れないものであり、社会の基盤である「絆」を破壊します。

〇 新型コロナが問うていること

- ・コロナ禍では、あろうことか、体を張って最前線でウイルスと戦っている医療従事者や感染した人を差別する事件が起き、「ウイルスよりも怖い人間」とも表現される「自粛警察」や「マスク警察」も現われ、さらには、勝手に人の価値を決める「選別ポリス」の出現までもが危惧されています。
- ・コロナ・ショックは、命と健康の平等など、「個人の尊厳」に関わる課題をあぶり出し、経済格差だけでなく、人種差別、男女格差、性的少数者への差別など、さまざまな格差と差別が問い返されています。同時に、多くの人々が「個人の尊厳」が守られる社会への枯渇を深めていることは重要です。今、コロナ感染が収束する見通しが立たないなか、感染したことを過剰なまでに自己責任とし、弱者を切り捨てる思考が形成されていることに警鐘が鳴らされています。

【「共生の思想」を定着させ、「個人の尊厳」を守る社会への転換を図る福祉教育の方向性】

① 現状と課題に記した社会課題解決に向けた実践を活性化します

・実践を活性化し、より多くの人に関わってもらうこと、活動のなかでの気づきを大切にし、認識の共有を 図っていくことそのものが体験型の福祉教育だと言えます。例えば、以下のような実践です。

新型コロナが問うていることに応える実践

毎日の生活の中で、必要とされる支援や工夫はどういうものか。それを地域で、職場で、SNS 等で市民自身が話し合い、幅広く発信し、公的施策に反映させていくボトムアップの取組みが必要です。

「障がいのある人を排除する事件」が問いかけるものに応える実践

弱い人を助けるという人間としての自明の理が崩壊しつつあります。命を選別し、障がいのある人を排除する行為に差別のレッテルを貼ることが重要なのではなく、地域社会のなかで障がい者の社会参加を確保し、対話と直接的な関わりの機会をもち、偏見をなくしていく地道な取組みが重要です。

② 現状と課題を福祉教育教材の作成に結びつけます

- •「不寛容な社会の広がり」「新型コロナが問うていること」「『障がいのある人を排除する事件』が問いかけるもの」を踏まえ、「共に生きていこうよ」というメッセージを発信する教材づくりにチャレンジします。
- ・福祉教育の教材づくりでは、人権意識の醸成のために、一人ひとりが命や人権に向き合えるような方向性を目指すことはもとより、告発型ではなく、「思いやり」「寛容」、「知恵」、そして「コミュニティ」という途を選択する感性を育み、行動変容を促す内容とプログラムづくりに主眼を置きます。
- ・福祉教育の教材づくりに向けては、①日本赤十字社が 2020 年 3 月に発行した「新型コロナウイルスの 3 つの顔を知ろう!〜負のスパイラルを断ち切るために〜」と、これを参考にして、②2020 年 3 月に全国社会福祉協議会が発行した「あなたのまちでやさしさをひろげるために〜思いやり・つながり・支え合う〜 / 新型コロナウイルスから考えてみよう」が参考になります。

◆教材化のイメージ:コロナ禍で人々が抱える病気、不安、それに起因する差別により、これまで築いて きたさまざまなつながりが途切れそうになっている。コロナ禍で問い返されているさまざまな格差と 差別を福祉教育教材化する。 ① 日本赤十字社の教材 「病気」 第1の感染症(顔) 結果として病気の拡散を招く 不安が生まれる 負のスパイラルで 感染症が広がる 「差別」 「不安」 第3の感染症(顔) 第2の感染症(顔) 人を遠ざける ◆負のスパイラルを好循環に転換していく ストーリーを、実践をもとに描く。 ② 全国社会福祉協議会の教材 「健康」 第1の顔 **支え合う**ことで心も体も元気になる 思いやりの気持ちをもつ コロナの3つの顔を 新しい顔に変えていく 「共生」 「安心」

一人にならないでいろんな人と**つながる**

◆ストーリーは、理解→気づき→交流→認識の変容

→生活態度の変容→社会活動への参加→社会連帯の発信

第2の顔

●●● 🗦 场 ●●●:「障がいのある人を排除する事件」が問いかけるもの

○ 「津久井やまゆり園」事件が問いかけるもの

第3の顔

「差別」の顔を見つめる

=ハンセン病問題から学ぶ

• 2016 年 7 月、相模原市の知的障がい者施設「津久井やまゆり園」で入所者ら 45 人が殺傷された事件、そして、経済的合理性を理由に「障がい者の存在」を否定し、「重度障がい者に安楽死を」という植村聖死刑囚の供述。あまりに陰鬱で衝撃的なこの事件はなぜ起きたのでしょうか。確かに犯行は特異で、グロテスクなものであったとしても、犯人をまったく異なる人間像だと自分たちとは切り離して、犯罪予防やテロ対策等につなげて終わらせてしまうのではなく、犯人の中に現在の社会の病理を見る、彼を生み出し、彼にそう思わせた社会問題を見ることが大切です。「津久井やまゆり園」事件に象徴される社会課題に、私たちが、社会がどう向き合っていくのかは、地域共生社会の実現、地域福祉の推進、福祉教育の根幹にかかわるテーマであり、避けては通れません。この事件をどう受け止め、風化させることなくどう"未来"につないでいくかが問われています。

○ 精神科医による神経性難病 ALS 患者の嘱託殺人事件が問いかけるもの

- 殺人罪で起訴された二人の医師が、共著で「扱いに困った高齢者を『枯らす』技術 誰も言えなかった病院での枯らし方」というタイトルの電子書籍を出版していたこと、1万人以上のフォロアーを持つツイッターの投稿では、「高齢者や回復不可能とみなされる病の人達に対して、それ以上の生には意味がない」、「お金の無駄」と言い続けていることなどが報道され、医師の特異な印象が強すぎますが、「生と死」について考えさせられる事件です。生きている意味や使命。自分の価値と他者からの承認。トリアージュ(患者選別基準)容認の非情と死生観。生産性や効率性。問題は複雑で難解です。
- ・意味なき命はなく、福祉の仕事には、人間らしく生きることの大切さを現場を通じて発信し、全ての 人の生きる価値を共有するという命題があります。

【重点項目7】要支援者を排除することなく、「共に生き、相互に支え合うことができる地域」づくりに力を発揮する地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)を育てます

~地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)の働き~

現在、各区社協に複数の小学校区を担当する地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)を配置しています。CSW は地域で自立した生活を送るためにサービスを必要としている人に対し、適切なサービスをつなぐ「ケアマネジメント」による具体的援助を提供しつつ、その人に必要な社会的援助のネットワークづくりを行うとともに、その人が抱える生活問題が同じように起きないようなコミュニティづくりを実践する専門職です。福岡市社協は支援を必要とする人と、それを支える地域の双方をエンパワメント(※)する専門職として、CSW の人材確保と資質の向上に努めます。

【現状と課題】

- •「超高齢・少子・人口減少・単身社会」の加速化が社会に及ぼす影響は深刻で、あらゆる場面で大きな変化が余儀なくされるという困難な状況下では、日常生活を送るうえでの様々な困りごとに対する支援を行う CSW 等のソーシャルワーカーには、弱い立場に置かれた人々の生活実態を解明し、「私たちが不断の努力によって絶えず前進していかなければならない」という心構えと、「みんなの協働の努力でより良い社会をつくりあげることができること」を確信し、未来を展望する姿勢が求められます。
- ・制度上の福祉の相談窓口は各種設置されていますが、既存の相談窓口では対応が難しいゴミ屋敷 問題や、ひきこもりに関連する様々な問題、高齢な親と障がいのある子の親子支援といった「制 度の狭間」にある課題も少なくありません。
- CSW が個別支援を行っているケースの特徴は、「制度の狭間」、「複合多問題」「支援拒否」などに集約されますが、これらの支援ではコーディネートが重要であり、複数機関の連携による支援の調整、公民協働での支援体制づくり、地域との関係調整といった取組みを行うこととなります。
- CSW にはニーズの把握や課題の抽出、支援目標の設定、地域の現状分析や要因・問題の発見、 取組み手順の戦略的立案、社会資源の開発など、地域の生活課題解決に要する技量を高めること が一層求められています。
- 今後は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の全国的な整備を進めることを目的とし、 改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業(※)」に対する取り組みは重要であり、 社協にはより多くの人や団体の賛同と参加・協力を得て、多様な主体がそれぞれに持ち味を生か した力を発揮することができるようなアプローチが求められます。

【取組みの方向性】

① 困難を抱えた人に寄り添いエンパワメントできる専門性を持つ CSW の育成 職員の力量を高めるため、職員研修体系に基づいた CSW のスキルアップに重点をおいた「地域福祉専門職研修」を企画・実施するとともに、引き続き外部研修への積極的な参加勧奨や社会福祉士等の資格取得を支援し、職員の資質と専門性の向上に努めます。

② セルフヘルプ(自助)グループへの支援

様々な生きづらさや共通の課題を持つ人が自主的につながり、共感のなかで悩みを打ち明けたり、問題解決のために経験や情報を分かち合い、相談活動や社会に理解を広める活動を行うセルフヘルプグループ(※)の組織化や支援に取り組みます。

③多様な相談機関・専門職等との連携強化

社協の CSW だけでは対応が難しいケースに対しては、多様な相談機関や専門職との役割分担や支援目標の共有を行い、チームとして支援できるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、チームアプローチのコーディネーター役としての力量を高めます。

④アウトリーチによる相談支援に対応できる CSW の人員配置

制度の狭間の課題を抱える人は自ら相談できる状況にない場合も多いことから、CSW は積極的に地域に出向き、日頃から顔の見える関係にある民生委員や地域福祉活動のボランティア等を介して支援が必要な人の情報を収集する「アウトリーチ」を重視しています。地域を基盤に活動する CSW としてアウトリーチによる相談支援が十分に行えるようにするため、各区社協に適切な CSW 配置数を実現できるよう、関連する委託事業や人件費を含めた民間の実証実験事業などに積極的に応募するなどして、組織的に人員配置の強化に努めます。

(<u>※</u>)エンパワメント:個人や集団、コミュニティなどが本来持っている力を引き出し、自らの力を発揮して課題を解決できるよう支援すること

(※)重層的支援体制整備事業:「市町村による断らない相談支援」「就労、居住、居場所など多様な社会参加に向けた支援」 「地域において多様なつながりが育つことへの支援」を一体的に行う事業で、これまで社協がめざしてきた事業展開との類似性が高い。

(<u>※</u>)セルフヘルプグループ:疾病や障がい、依存症など様々な生きづらさ、共通の問題を感じる方々が自主的につながり、 共感の中で悩みを打ち明けたり、問題解決のために経験や情報を分かち合い、相談活動や社会に理解を広める活動を行 う自助グループ

<< 事 例 >>

■一人暮らしの認知症高齢者の在宅生活を地域住民と多職種チームで支えた事例

「隣の部屋の80代女性の姿を見かけなくなった」との連絡を受けた民生委員から、区社協CSWに相談がありました。民生委員とCSWが訪問し、本人の安否は確認できましたが「困っていることはない。手伝ってもらうことはない。」と本人は支援を拒否されました。しかし、近所の人によると「明らかに元気がなくなった、食事もとれているのか心配」とのことだったので、その方にも見守りの協力をお願いし、民生委員と CSW が定期的に訪問しながら地域包括支援センターとも協力して根気強く関わりを続けました。

その後、CSW が訪問した際に本人が体調を崩し、病院への搬送を支援したことがきっかけで CSW の関りを受け入れてもらえるようになりました。認知症でお金の管理ができず困っていること、部屋の片付けも自分では難しくゴミ屋敷状態になっていること、そのような状態でどのようにして本人が生活されてきたかなどが分かってきました。

本人の意思を尊重しながら生活を支援することで徐々に信頼関係ができ、認知症の診断のための病院受診を経て、介護保険の認定がおりました。デイサービスが利用できるようになり、ケアマネジャーの支援で栄養状態・自宅の衛生面が改善し、本人の表情も見違えるように明るくなりました。その後認知症の進行が見られたため、区役所と連携し、成年後見人の申し立てを行い、司法書士が後見人に選任されました。

CSW は、専門職だけではなく民生委員や校区社協などの地域の活動者を交えた話し合いを行いながら、本人の希望する在宅生活をできるだけ長く続けられるよう支援しています。

おわりに

- 〇 第 6 期計画は、2021 年度~2026 年度を期間とする中期計画ですが、「超・高齢者大国」が出現する 2025 年、さらには、就労人口急減下で超高齢社会が進行する 2040 年の社会の姿を踏まえ、これから 20 年の間に私たちの社会が準備しなければならない取組みを、分野横断的に地域福祉推進の視点から構想したものです。
- 〇 第 6 期計画の策定作業は、新型コロナウイルス感染拡大という極めて特異な状況の下での取組みとなりました。このパンデミックの影響は甚大であり、対面での密度の高い交流や支え合いを重視し、関わりを密にしてつながりを強めることを基本としてきた私たちの地域福祉活動も、これまでにない試練にさらされています。「with コロナ時代」の地域福祉実践を創る努力の先にしか、具体的展望が見い出せないこともわかってきました。収束の見通しが立たないコロナ禍、そして、「多発する大規模自然災害」という大きな障壁を視野に入れた現実的な取組みを描き、実践する必要があります。
- 〇 第5期計画の期間(2016年度~2020年度)にも、課題解決力の強化に向けた事業の再編・統合化(機能の複合化)を図った結果、2019年4月には、常設の「終活相談窓口」、「終活出前講座」、預託金方式の「ずーっとあんしん安らか事業」、月額利用料方式の「やすらかパック事業」の2つの死後事務委任事業等を業務内容とする「終活サポートセンター」を開設しました。2020年4月には、民間賃貸住宅への住み替えを支援する「住まいサポートふくおか」、空家・空室を福祉活用する「社会貢献型空家バンク」、居住支援に関わる団体等と協力し、誰もが住まいに困ることのない「住まいのセーフティネット」を形成する「居住支援法人」の3事業を一体的に展開し、包括的居住支援の実現を目指す「住まい・まちづくりセンター」を開設しました。

また、市社協内に「ファンドレイジングチーム」を立ち上げ、社会課題の解決に向けた多様な手法による財源の確保と、社会全体の知恵・人材・資源を組み合わせて対応するシステムづくりについて検討を重ねました。2021 年 4 月には新しい寄付の仕組みとして、「マンスリーサポーター(毎月寄付)」を導入しました。

○ 私たちはこの計画策定作業を通じて、改めて地域の方々の実践の組み立てや柔軟でこまやかな工夫には驚かされるばかりで、地域の課題を解決する発想やヒントは常に地域の中にあることを再確認させられました。

私たちの最大の強みは、団結して協力し合うことができることです。福岡市社協は地域生活上の課題や問題を抱えた人々を中心に据え、多くの人々が信じて連帯できるストーリーを発信し、多数による協働を組織します。私たちは、計画の重点項目を柱としたさまざまな取組みを通して、誰一人取り残さない、「個人の尊厳」を守り、弱い立場の人を排除しない地域共生社会の実現を目指す道を歩み続けます。そして、「制度の狭間にある課題を抱える住民の『セーフティネットの最後の砦』」になるべく努力します。

〇 第6期計画では初の試みとして、関係者向けではなく、住民の皆さま方に発信するための計画書として作成しています。「住民目線」、「住民の関心」、「イメージしやすさ」を重視し、「表現のわかりやすさ(平易・簡潔・明確な論旨)」、「メッセージ性を重視した読み手に響く論調」を心がけ、事例や図等を多く取り入れています。一人でも多くの住民の方々に本計画への関心を持っていただき、共感と支持が広がることを願ってやみません。

資料編

◇資料編

■福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定経過

【令和2年1月】第1回策定委員会

〇正・副委員長の選任について

○第6期地域福祉活動計画までの経過及び第6期計画策定方針について

資料:第5期地域福祉活動計画中間年見直しの結果について

第6期地域福祉活動計画の策定方針

第6期地域福祉活動計画策定スケジュール

〇第6期地域福祉活動計画が踏まえる地域課題・生活課題の現状と推移

資料:第6期地域福祉活動計画が踏まえる地域課題・生活課題の現状と推移

〇地域共生社会(今後の福祉改革を貫く基本コンセプト)の実現に向けた社協事業展開の ポイント

資料:地域共生社会(今後の福祉改革を貫く基本コンセプト)の実現に向けた社協事業展開のポイント

【令和2年2月】第2回策定委員会

○第6期地域福祉活動計画全体像の考え方について

資料:福岡市社協事業の戦略的全体像(第6期地域福祉活動計画の策定に向けて)

- 〇さらなる事業の重点化の柱について
 - 複合機能の形成に向けての関連事業の組み立て
 - ~地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりのポイントとなる「住まい・ 住まい方」(リビングファースト)~

資料:福岡市社協が「住まいと住まい方」に取り組む理由(平成28年度第2回地域福祉専門職研修資料)

「地域共生型居場所」を構想する材料(枠組み)

社会貢献型空家バンク事業について(チラシ)

野芥フリーハウス(チラシ)

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(国土交通省)

居住支援法人制度の概要(国土交通省)

社会貢献型空家バンク(専門家向けリーフレット)

・特に重点的に取り組む分野としての「障がい福祉」と事業展開上の新たな主要課題と しての「精神障がい者の地域自立生活支援」

資料:障がい者分野での取り組みを構想するために ~福岡市障がい者等地域生活支援協議会・地域生活移行部会「障がい者等の地域生活移行に関する提言」(抜粋・要約)をベースとして~

福岡市居住支援協議会事業「住まいサポートふくおか」(チラシ)

「住まいサポートふくおか」障がい者対象モデル事業のスキームとモデル事業 (東区) の進捗報告

知的障がい・発達障がい者を支援する取り組み(ふくしのまち福岡 119 号より)

複合機能の形成に向けての関連事業の組み立て

~地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりのポイントとなる「権利擁護事業」の今後の展開~

資料:権利擁護事業 取り組みの全体像と当面の拡充策(案)

複合機能の形成に向けての関連事業の組み立て

~地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりのポイントとなる「多死時代

到来」に向けた事業の集約化・総合化~

資料:終活サポートセンター相談実績・出前講座実施状況

終活サポートセンター(リーフレット)

ずーっとあんしん安らか事業(リーフレット)

やすらかパック事業(チラシ)

【令和2年2月】市社協地域福祉部会 (策定方針説明)

【令和2年3月】第3回策定委員会

〇地域共生社会の実現に向けた取組み 基盤としての小地域福祉活動

資料:地域共生社会の実現につながる地域での様々な取組み事例

〇地域共生社会政策の具体化とコミュニティソーシャルワークの展開

資料:「つつみこむ場」と「包括的相談・支援」の発展に向けて 一地域の取組みに学ぶ一地域共生社会政策の理解とコミュニティソーシャルワーク展開の勘所 エンパワメントの理論と技術の活用〜変化に対処し、次の発展を生み出す力〜 地域福祉実践とナラティブ・アプローチ〜「御用聞き」という「無知の姿勢」〜 「オープンダイアローグ」に学ぶ命の支え方〜資源の限界への挑戦〜 共生社会の実現に向け、今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

○地域包括ケアと地域福祉の一体的推進を目指す実証実験

資料: 社会的孤立のリスクを抱える人々を受け止めるセーフティネットとしての地域づくり ~ 重層型プラットフォームによるケアリングコミュニティの形成 都市型モデル事業 ~ 私たちが取り組むのは、「つながりで"元気""安心"のまちづくり」です 第5回(2020年度)赤い羽根福祉基金応募概要

○ファンドレイジングを組み込んだ生活課題解決スキームの開発

資料:遺言信託相談者の高齢期を福岡市社協が包括的に支援する仕組み(案) 生命保険信託による「障がい者の親なき後問題」「8050問題」支援スキーム(案) 「8050問題」へのトータル支援スキーム(案)

- ○複合機能の形成に向けての関連事業の組み立て
 - ~地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりのポイントとなる「生活支援の 推進策」~

資料:美和台校区の暮らしを支える社会資源と機能 生活支援ボランティアグループー覧

「生活支援」の内容の整理 ~「生活支援」の担い手(主体)を見定めるために~

【令和2年6月】市社協地域福祉部会 (策定進捗報告)

【令和2年10月】第4回策定委員会

- ○第6期地域福祉活動計画 骨子案について
- 〇総論

資料: 私たちの未来は、予期せぬ事態、コロナ禍を乗り越えた先にあります 私たちが進めるのは、「つながりで"元気""安心"のまちづくり」です

〇各論

資料:重点項目1「住民主体の小地域福祉活動の推進」案について

重点項目2「ボランティアによる社会参加の拡大」案について

重点項目3「社会課題解決モデルの開発と拡充(3)終活支援」案について

重点項目4「社会課題解決モデルの開発と拡充(4)社会福祉法人等とのさらなる連

携・協働」案について

重点項目5「居住支援の推進と空家・空室(住宅建築ストック)の活用」案について

【令和2年11月】地域福祉部会 (骨子案説明)

【令和2年11月】第5回策定委員会

〇総論

資料:福岡市社協は、今、こんな活動に取り組んでいます。そして、気づいたこと 私たちを取り巻く環境は、急速に、大きく変わっています

〇各論

資料: 重点項目3「社会課題解決モデルの開発と拡充(1)地域の子どもプロジェクト」案 について

重点項目3「社会課題解決モデルの開発と拡充(2)買い物支援」案について

重点項目3「社会課題解決モデルの開発と拡充(5)ファンドレイジングを組み込ん

だ社会課題解決の仕組みづくり」案について

重点項目4「権利擁護事業の拡充」案について

重点項目6「地域福祉を推進するための基盤づくり(1)個人情報の保護と活用」案 について

重点項目6「地域福祉を推進するための基盤づくり(2)福祉教育の推進」案について

重点項目7「地域福祉ソーシャルワーカーの働き」案について

【令和3年1月】市社協施設部会 (重点項目説明、パブリックコメントの周知) ※書面開催

【令和3年1月】共創会議 (重点項目説明、パブリックコメントの周知)

※書面開催

【令和3年2~3月】各区自治協議会会長会等(重点項目説明、パブリックコメントの周知) ※書面開催

【令和3年2月】市社協民生委員・児童委員部会(重点項目説明、パブリックコメントの周知) ※書面開催

【令和3年3月】パブリックコメント実施

【令和3年5月】第6回策定委員会

〇パブリックコメントの実施報告について

資料:福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画(案)

○新規事業等の報告

- 認知症介護家族やすらぎ支援事業【福岡市委託事業】

資料:認知症介護家族やすらぎ支援事業概要(福岡市ホームページより抜粋) チームオレンジ(厚生労働省資料より抜粋)

・地域包括支援センター事業【福岡市委託事業】

資料:地域包括支援センター事業

城南第2いきいきセンターふくおか(チラシ)

・包括的な支援の実施に向けた体制構築モデル事業 (重層的支援体制整備事業移行準備 事業)【福岡市委託事業】

資料:事業概要(福岡市資料)

・住まいサポートふくおか事業【福岡市居住支援協議会事業】

資料:住まいサポートふくおか事業

災害ボランティアセンター関連の取り組み

資料:災害ボランティアセンター関連の取り組み・動きについて

福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(任期:令和2年1月1日~令和3年8月31日)

		(工列 • 节和2年1万)	日~令和3年8月31日)
分 野	所属・役職名	氏名	備考
自治協議会	福岡市自治協議会等7区会長会代表(東区会長)		前任者:石橋 雄一
校区社会福祉協議会	福岡市社会福祉協議会地域福祉部会部会長	行徳 收司	
民生委員児童委員協議会	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事	谷村 幸子	
事業所ネットワーク	さわら南よかとこネット代表	林隆一	
社会福祉法人	福岡市社会福祉協議会施設部会代表	松永 俊彦	
障がい児者関係	NPO法人障がい者より良い暮らしネット代表	服部 美江子	
子ども関係	福岡市子ども家庭支援センター「はぐはぐ」センター長	河浦 龍生	
ボランティア団体	福岡市ボランティア連絡協議会代表	川﨑 寛子	
がフマティテ団体	福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみんセンター長	中村 善輝	
大学	西南学院総務部キリスト教活動支援課(ボランティアセンター)課長	南里 恵美	前任者:山口 由美子
企業	福岡青年会議所	前川 裕貴	
	九州大学名誉教授	小川 全夫	
学識経験者	九州大学大学院人間環境学研究院教授	高野 和良	
	久留米大学人間健康学部教授	濵﨑 裕子	
	福岡市保健福祉局地域福祉課長	久田 惣介	前任者:中村 将道
行政機関	福岡市市民局地域防災課長	中村 圭	前任者:森山 浩一
	福岡市こども未来局こども健全育成課長	萱嶋 愛	前任者:新二日市 博幸
福岡市社会福祉協議会	市社会福祉協議会福祉協議会事務局長		

福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、福岡市における地域福祉活動計画を策定するため、福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の策定に関する事項について市社協会長の諮問に応 え、意見を具申する。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。
- (1) 自治協議会
- (2) 校区社会福祉協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 事業所ネットワーク
- (5) 社会福祉法人
- (6) 障がい児者関係
- (7) 子ども関係
- (8) ボランティア団体
- (9) 大学関係者
- (10) 企業関係者
- (11) 学識経験者
- (12) 行政機関
- (13) 市社協
- (14) その他、市社協会長が委員会での協議に必要と認める分野
- 3 委員の任期は、令和2年1月1日から令和3年8月31日までとする。ただし、任期 中であっても委員が本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(組織)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が召集し、議長を務める。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 会議は、必要に応じ委員の代理出席を認めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市社協地域福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

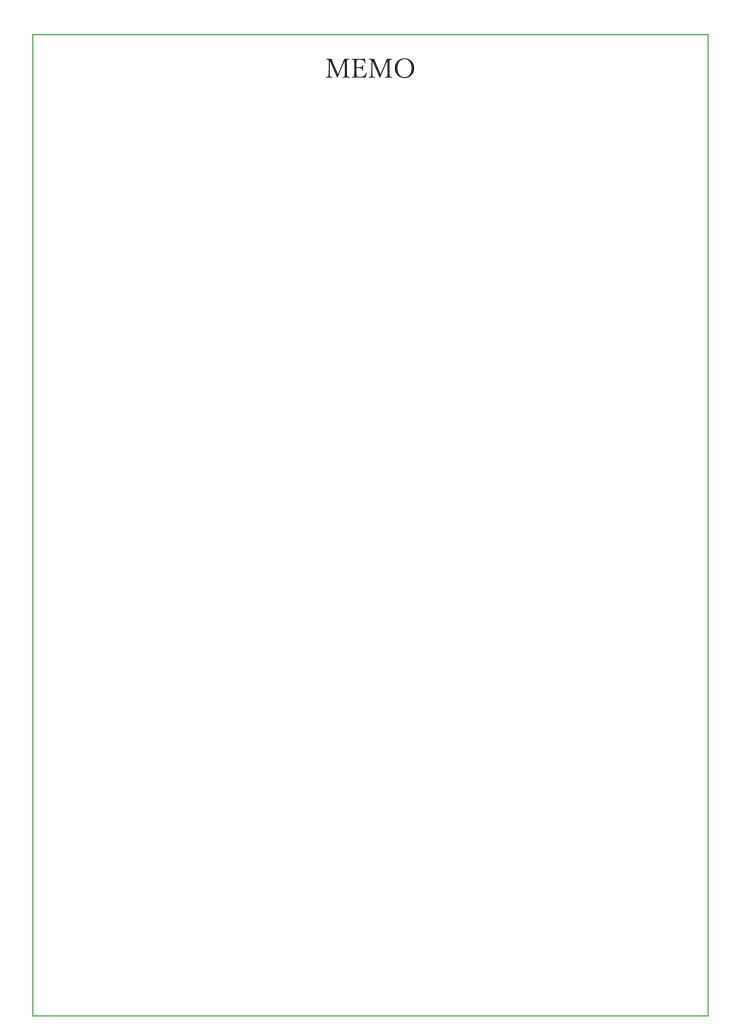
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市社協会長が別に 定める。

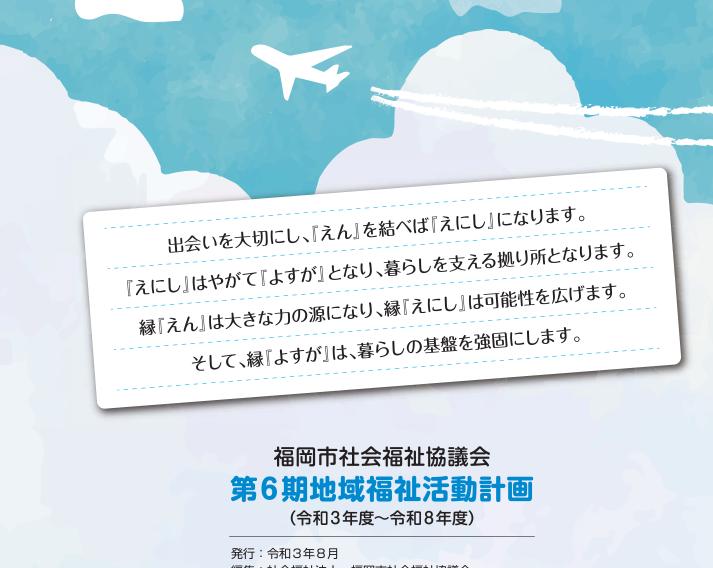
附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。





編集:社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 電話092-751-1121 FAX092-751-1509

